

令和 4 年 1 月 18 日

報道関係者各位

日本証券業協会

パブリックコメントの募集について

本日付で、下記の事項について別紙のとおりパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

○個人情報保護法等の改正に伴う「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正について(案)

募集期間： 令和4年1月18日（火）から令和4年2月17日（木）17:00 まで
所 管： 自主規制企画分科会
内 容： 協会においては、認定個人情報保護団体として「個人情報の保護に関する指針」（以下「保護指針」という。）を作成しており、協会員は、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び保護指針等において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、情報管理態勢の構築が求められているところである。

「協会の情報管理態勢に関するワーキング・グループ」においては、令和2年改正個人情報保護法等、個人情報の保護に関する法律についての関連ガイドライン及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等が全面施行されることを受け、保護指針及び『個人情報の保護に関する指針』に関する解説」（以下「解説」という。）の改正案を検討してきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、保護指針及び解説の一部改正を行うこととする。

パブリックコメントの募集方法

郵便又は協会ホームページ内専用フォームにより募集

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会自主規制企画部 あて

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=60>

○本件に関するお問い合わせ先：自主規制本部 自主規制企画部（TEL：03-6665-6769）

以上

個人情報保護法等の改正に伴う「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正について（案）

2022 年 1 月 18 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会においては、認定個人情報保護団体として「個人情報の保護に関する指針」（以下「保護指針」という。）を作成しており、協会員は、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び保護指針等において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、情報管理態勢の構築が求められているところである。

「協会の情報管理態勢に関するワーキング・グループ」においては、令和2年改正個人情報保護法等、個人情報の保護に関する法律についての関連ガイドライン¹及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等が全面施行されることを受け、保護指針及び「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説」（以下「解説」という。）の改正案を検討してきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、保護指針及び解説の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

（1）定義

6か月以内に消去する短期保存データについて保有個人データに含めるよう保有個人データの定義を修正し、仮名加工情報、個人関連情報、物理的安全管理措置及び外的環境の把握を新たに定義する。

（保護指針第2条、第11条及び解説）

¹ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）、同ガイドライン（仮名加工・匿名加工情報編）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）をいう。

(2)不適正利用の禁止

違法または不当な行為を助長又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用を禁止する。

(保護指針第 7 条の 2 及び解説)

(3)第三者提供の制限

第三者への個人データの提供にあたって本人の同意が不要な場合として、当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるときを追加する。

第三者に提供される個人データについて、オプトアウト規定により提供できるデータの範囲を限定し、不正取得された個人データ及びオプトアウト規定により提供された個人データを対象外とする。

オプトアウトを行う際に公表等する情報として、「協会の名称、住所及び代表者の氏名」、「第三者に提供される個人データの取得方法」、「第三者に提供される個人データの更新方法」及び「当該届出に係る更新された個人情報の第三者提供の開始予定日」を追加する。

(保護指針第 14 条及び解説)

(4)外国にある第三者への提供の制限

外国にある第三者への提供について、本人の同意を得ようとする場合にあらかじめ本人に提供しなければならない情報及び本人の同意を得ようとするにあたり提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合に本人に提供すべき情報を規定する。

本人の求めに応じて提供しなければならない情報について、情報提供の求めが可能である旨を、同意を得る際に本人に認識させるとともに、公表しなければならないこととする。

相当措置(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置をいう。以下同じ。)を継続的に講ずるために必要な措置として個人情報の保護に関する法律施行規則で定める基準に適合する体制を整備している第三者に対して個人デー

タを提供する場合における当該第三者について事前に確認すべき事項を定めるとともに、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずること及び本人の求めに応じて必要な措置に関する情報を本人に提供しなければならないことを追加する。

（保護指針第 14 条の2及び解説）

（5）個人関連情報の第三者提供の制限

第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合の確認義務について規定するとともに、協会員が個人関連取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するに当たり、本人の同意を得ようとする場合に本人に提供しなければならない情報について規定する。

また、個人情報に適用する相当措置に関する規定及び記録義務規定を個人関連情報に関する規定及び記録義務規定に準用することとする。

（保護指針第 14 条の5及び解説）

（6）開示

本人の請求に応じて個人データの開示をする場合、本人が請求した方法（電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法等）により開示することとする。

本人が請求した方法による開示が困難である場合、その旨を本人に通知したうえ、書面の交付による方法により開示を行うこととする。

本人が識別される個人データに係る第三者提供記録についても、開示を請求できることとし、開示しないと決定した場合、当該第三者記録が存在しない場合及び本人が請求した方法による開示が困難である場合には、本人にその旨を通知することとする。

（保護指針第 16 条及び解説）

(7)利用停止等

本人が識別される保有個人データを利用する必要がなくなった場合、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって本人から保有個人データの利用停止等又は第三者への提供停止を請求された場合、その請求に理由があることが判明したときには、必要な限度で停止を行わなければならないこととする。

(保護指針第 18 条及び解説)

(8)個人情報等の漏えい等事案への対応

個人情報等の漏えい等事案への対応について、当該事態の内容等に応じて必要な措置を講じなければならないことを追加する。

(保護指針第 23 条及び解説)

(9)仮名加工情報等についての適用関係

仮名加工情報についての保護指針の適用に関する事項を追加する。

(保護指針第 23 条の2及び解説)

(10)その他

その他、個人情報保護法等及び各ガイドライン等の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和2年改正個人情報保護法等及び各ガイドライン等の全面施行日(2022 年 4 月 1 日施行予定)から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：2022 年 1 月 18 日（火）から 2022 年 2 月 17 日（木）17:00 まで（必着）

② 提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-11-2

日本証券業協会 自主規制企画部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=60>

(2) 意見の記入要領

件名を「個人情報の保護に関する指針等の一部改正に関する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 個人情報監理室(TEL 03-6665-6769)

以 上

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について（案）

令和4年1月18日
(下線部分変更)

改 正 案	現 行
(目 的) 第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、<u>同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和 3 年個人情報保護委員会告示第 7 号）並びに、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</u> 2 <u>協会員は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）等を防止等するため、個人情報の保護に関する法令等並びに</u>	(目 的) 第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）<u>及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</u> 2 協会員は、個人情報の漏えい、<u>不正流出等</u>を防止等するため、個人情報の保護に関する法令等並びに関係法令及びガイドライン

改 正 案	現 行
関係法令及びガイドライン等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。	等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。
(定 義)	(定 義)
第 2 条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 条 (同 左)
1・1の2 (現行どおり)	1・1の2 (省 略)
2 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。	2 (同 左)
イ 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの	イ 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの
ロ (現行どおり)	ロ (省 略)
3 (現行どおり)	3 (省 略)
4 保有個人データ	4 (同 左)
協会員が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべての権限を有する個人データであって、次に掲げるもの以外のものをいう。	
イ～ニ (現行どおり)	イ～ニ (省 略)
(削 る)	ホ <u>6か月以内に消去するもの</u>
5・6 (現行どおり)	5・6 (省 略)
7 機微(センシティブ)情報	7 機微(センシティブ)情報
金融分野において、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。)に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、 <u>学术研究機関等</u> 、 <u>保護法第57条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者</u> により公開されているもの、又は本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。)のことをいう。	金融分野において、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。)に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、 <u>保護法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げるもの</u> により公開されているもの、又は本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。)のことをいう。

改 正 案	現 行
8 <u>仮名加工情報</u> <u>個人情報の区分に応じた定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう</u><u>に個人情報</u> <u>を加工して得られる個人に関する情報をいう。</u> 9 <u>匿名加工情報</u> <u>個人情報の区分に応じた定められた措置を講じて特定の個人を</u> <u>識別することができないよう</u><u>に個人情報</u><u>を加工して得られる個人</u> <u>に関する情報であり、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別</u> <u>することができないようにしたもの</u><u>をいう。</u> 10 <u>個人関連情報</u> <u>生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及</u> <u>び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。</u> 11 <u>個人関連情報データベース</u> <u>個人関連情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをい</u> <u>う。</u> <u>イ 特定の個人関連情報をコンピュータを用いて検索することが</u> <u>できるように体系的に構成したもの</u> <u>ロ イに掲げるもののほか、個人関連情報を一定の規則に従って整</u> <u>理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することが</u> <u>できるように体系的に構成したものであつて、目次、索引、符号</u> <u>等により容易に検索可能な状態に置かれているもの</u>	(新 設) 8 <u>匿名加工情報</u> <u>個人情報を個人情報の区分に応じた定められた措置を講じ</u> <u>て特定の個人を識別することができないよう</u><u>に加工して得ら</u> <u>れる個人に関する情報であり、当該個人情報を復元して特定の</u> <u>個人を再識別することができないようにしたもの</u><u>をいう。</u> (新 設) (新 設)
(利用目的の特定) 第 3 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 協会員は、利用目的を変更する場合には、保護法第17条第2項に定める「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」を超えてはならない。 4 (現行どおり)	(利用目的の特定) 第 3 条 (省 略) 2 (省 略) 3 協会員は、利用目的を変更する場合には、保護法第15条第2項に定める「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」を超えてはならない。 4 (省 略)

改 正 案	現 行
(「同意」の形式) 第 5 条 協会員は、次条、第14条、<u>第14条の2及び第14条の5</u>（協会員が個人関連情報取扱事業者から同条の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合に限る。）に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（電磁的記録を含む。<u>第16条を除き、</u>以下同じ。）によることとする。 なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。 (利用目的による制限) 第 6 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 前2項は、次に掲げる場合については適用しない。 1～4 (現行どおり) <u>5 学術研究機関等（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。以下同じ。）に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</u> (機微（センシティブ）情報の取扱いについて) 第 7 条 協会員は、機微（センシティブ）情報については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないものとする。 1～4 (現行どおり) <u>5 保護法第20条第2項第6号に掲げる場合に機微（センシティブ）</u>	(「同意」の形式) 第 5 条 協会員は、次条、第14条<u>及び</u>第14条の2に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）によることとする。 なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。 (利用目的による制限) 第 6 条 (省 略) 2 (省 略) 3 (同 左) 1～4 (省 略) (新 設) (機微（センシティブ）情報について) 第 7 条 (同 左) 1～4 (省 略) (新 設)

改 正 案	現 行
<u>情報を取得する場合、保護法第18条第3項第6号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を利用する場合、又は保護法第27条第1項第7号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を第三者提供する場合</u> <u>6～9</u> (現行どおり) 2・3 (現行どおり) 4 協会員は、機微（センシティブ）情報を第三者に提供するに当たっては、保護法第27条第2項（オプトアウト）の規定を適用しないこととする。 (不適正な利用の禁止) 第7条の2 <u>協会員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</u> (安全管理措置) 第11条 協会員は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」、「技術的安全管理措置」及び「外的環境の把握」を含むものでなければならない。当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人のデータの性質及び量を含む）並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。 <u>1～2</u> (現行どおり)	<u>5～8</u> (省 略) 2・3 (省 略) 4 協会員は、機微（センシティブ）情報を第三者に提供するに当たっては、保護法第23条第2項（オプトアウト）の規定を適用しないこととする。 (新 設) (安全管理措置) 第11条 協会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。当該措置は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人のデータの性質及び量を含む）並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。 <u>1～2</u> (省 略)

改 正 案	現 行
<u>3 物理的安全管理措置</u> <u>個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止並びに機器及び電子媒体等の廃棄等の個人データの安全管理に関する物理的な措置をいう。</u> <u>4 技術的安全管理措置</u> (現行どおり) <u>5 外的環境の把握</u> <u>外国において個人データを取り扱う場合に、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握することをいう。</u> 2 協会員は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、以下の「<u>組織的安全管理措置</u>」を講じなければならない。 1 (現行どおり) 2 各管理段階における安全管理に係る取扱規程 イ～ホ (現行どおり) へ <u>漏えい等事案</u> (漏えい等又はそのおそれのある事案をいう。以下同じ。) への対応の段階における取扱規程 3 協会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「<u>組織的安全管理措置</u>」、「<u>人的安全管理措置</u>」、「<u>物理的安全管理措置</u>」及び「<u>技術的安全管理措置</u>」を講じなければならない。 1 <u>組織的安全管理措置</u> イ～ホ (現行どおり) へ <u>漏えい等事案</u>に対応する体制の整備 2 (現行どおり) <u>3 物理的安全管理措置</u> イ <u>個人データの取扱区域等の管理</u> ロ <u>機器及び電子媒体等の盗難等の防止</u> ハ <u>電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止</u> ニ <u>個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄</u>	(新 設) <u>3 技術的安全管理措置</u> (省 略) (新 設) 2 協会員は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、以下の「<u>組織的安全管理措置</u>」を講じなければならない。 1 (省 略) 2 (同 左) イ～ホ (省 略) へ <u>漏えい事案等</u>への対応の段階における取扱規程 3 協会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「<u>組織的安全管理措置</u>」、「<u>人的安全管理措置</u>」及び「<u>技術的安全管理措置</u>」を講じなければならない。 1 <u>組織的安全管理措置</u> イ～ホ (省 略) へ <u>漏えい事案等</u>に対応する体制の整備 2 (省 略) (新 設)

改 正 案	現 行
<u>4</u> 技術的安全管理措置 イ～ハ (現行どおり) ニ 個人データの漏えい等防止策 ホ～ト (現行どおり) (役職員の監督) 第 12 条 協会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。 2 (現行どおり) (委託先の監督) 第 13 条 協会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託(契約の形態や種類を問わず、協会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。)する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。 2 協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない(二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。)。なお、具体的	<u>3</u> 技術的安全管理措置 イ～ハ (省 略) ニ 個人データの漏えい・<u>毀損</u>等防止策 ホ～ト (省 略) (役職員の監督) 第 12 条 協会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、<u>滅失又は毀損</u>等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。 2 (省 略) (委託先の監督) 第 13 条 協会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託(契約の形態や種類を問わず、協会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。)する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、<u>滅失又は毀損</u>等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。 2 協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない(二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。)

改 正 案	現 行
には、例えば以下の対応等を行わなければならない。 1 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準を定期的に見直すこと。 なお、委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く方法（<u>テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。）</u>）<u>を利用する方法を含む。</u>以下同じ。）又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。 2 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人データの漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件及び漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。 なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。 委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続きを求め、かつ直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと<u>及び</u>再委託先が保護法第23条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。	る。)。なお、具体的には、例えば以下の対応等を行わなければならない。 1 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準を定期的に見直すこと。 なお、委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。 2 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人データの漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件及び漏えい等が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。 なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。 委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続きを求める、<u>直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、</u>再委託先が保護法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

改 正 案	現 行
(第三者提供の制限) 第 14 条 協会員は、個人データの第三者（個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。第14条の2から第14条の6を除き、以下同じ。）への提供にあたり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得にあたっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。 なお、あらかじめ、個人情報データを第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。 ただし、次に掲げる場合には、第三者への個人データの提供にあたって本人の同意は不要である。 1～4 (現行どおり) <u>5 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</u> 2 協会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。 また、協会員は、当該届出の内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 なお、機微（センシティブ）情報や偽りその他不正取得された個人	(第三者提供の制限) 第 14 条 協会員は、個人データの第三者（個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。第14条の2から第14条の5を除き、以下同じ。）への提供にあたり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得にあたっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。 なお、あらかじめ、個人情報データを第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。 ただし、次に掲げる場合には、第三者への個人データの提供にあたって本人の同意は不要である。 1～4 (省 略) (新 設) 2 協会員は、第三者に提供される個人データ（機微（センシティブ）情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。 また、協会員は、当該届出の内容を自らもインターネットの利

改 正 案	現 行
<u>データをオプトアウトにより第三者に提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データ（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をオプトアウトにより再提供することはできない。</u> <u>1 協会の名称、住所及び代表者の氏名</u> <u>2・3 （ 現行どおり ）</u> <u>4 第三者に提供される個人データの取得の方法</u> <u>5～7 （ 現行どおり ）</u> <u>8 第三者に提供される個人データの更新の方法</u> <u>9 当該届出に係る個人データの更新の第三者への提供を開始する予定日</u> 3 <u>協会員は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</u> なお、協会員は、本項に従い、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表するものとする。 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。 <u>1・2 （ 現行どおり ）</u> 3 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者（共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	用その他の適切な方法により公表するものとする。 なお、機微（センシティブ）情報は、<u>オプトアウトにより第三者に提供することはできない。</u> <u>1・2 （ 新 設 ）</u> （ 省 略 ） （ 新 設 ） <u>3～5 （ 省 略 ）</u> （ 新 設 ） （ 新 設 ） 3 <u>協会員は、前項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</u> なお、協会員は、本項に従い、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表するものとする。 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。 <u>1・2 （ 省 略 ）</u> 3 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者（共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。）の氏名又は名称について、あら

改 正 案	現 行
について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。 5 (現行どおり) 6 協会員は、第4項第3号に規定する管理責任者の氏名、<u>名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該管理責任者を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</u> (外国にある第三者への提供の制限) 第14条の2 協会員は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国として施行規則で定めるものを除く。以下この条、次条及び第14条の5第1項第1項第2号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下、この項から第4項まで及び第14条の5第1項第2号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に定める場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、<u>前条の規定は適用しない。</u> 2 協会員は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、<u>あらかじめ、次に掲げる情報を当該本人に提供しなければならない。ただし、第3号に掲げる情報の提供ができない場合には、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。</u> 1 <u>当該外国の名称</u> 2 <u>適切かつ合理的方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報</u>	かじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。 5 (省 略) 6 協会員は、第4項第3号に規定する利用者の利用目的又は管理責任者の氏名<u>又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</u> (外国にある第三者への提供の制限) 第14条の2 協会員は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国として施行規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下、この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に定める場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、<u>同条の規定は適用しない。</u> (新 設)

改 正 案	現 行
<u>当該制度がある場合においては、当該第三者による相当措置の実施の確保の可否を、適切かつ合理的な方法により、確認しなければならない。</u> 6 <u>協会員は前項の規定により、第三者に個人データを提供した場合、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の措置を講じなければならない。</u> 1 <u>当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること</u> 2 <u>当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること</u> 7 <u>協会員は、第5項の規定により第三者に個人データを提供した場合、本人の求めを受けたときには、遅滞なく、次に掲げる情報を本人に提供しなければならない。また、このような情報提供の求めが可能である旨を、第24条に定める「個人情報保護宣言」と一体としてインターネットのホームページへの常時掲載又は事務所の窓口等での掲示・備付け等により、公表しなければならない。ただし、情報提供することにより当該協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。その場合、協会員は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するとともに、その理由を説明しなければならない。</u> 1 <u>外国にある第三者が第1項に規定する体制を整備する方法</u> 2 <u>外国にある第三者が実施する相当措置の概要</u> 3 <u>外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認に関して、その方法及び頻度</u> 4 <u>当該外国の名称</u> 5 <u>外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれ</u>	(新 設) (新 設)

改 正 案	現 行
<u>のある当該外国の制度の有無及びその概要</u> <u>6 外国にある第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要</u> <u>7 外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じた場合において、当該支障の解消・改善のために提供元の協会員が講ずる措置の概要</u> (第三者提供に係る記録の作成等) 第 14 条の 3 協会員は、第三者（保護法第16条第 2 項各号に掲げる者を除く。本条から第14条の 5 まで同じ。）に個人データを提供した場合には、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。 ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第 1 号から第 7 号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。 また、外国にある第三者への提供においては、次の第 1 号から第 4 号に該当する場合、また、当該第三者が施行規則で定める基準を満たしているものであって、保護法第27条第 5 項各号に掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。 1 ～ 7 (現行どおり) (第三者提供を受ける際の確認等) 第 14 条の 4 協会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人）の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第30条第 3 項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。 ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、	(第三者提供に係る記録の作成等) 第 14 条の 3 協会員は、第三者（保護法第 2 条第 5 項各号に掲げる者を除く。本条から第14条の 5 まで同じ。）に個人データを提供した場合には、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。 ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第 1 号から第 7 号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。 また、外国にある第三者への提供においては、次の第 1 号から第 4 号に該当する場合、また、当該第三者が施行規則で定める基準を満たしているものであって、保護法第23条第 5 項各号に掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。 1 ～ 7 (省 略) (第三者提供を受ける際の確認等) 第 14 条の 4 協会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人）の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第 3 項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。

改 正 案	現 行
確認義務は適用されない。 1 ～ 7 (現行どおり)	ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。 1 ～ 7 (省 略)
(個人関連情報の第三者提供の制限)	(新 設)
第 14 条の 5 協会員は、第三者が個人関連情報（第 2 条11号に掲げる個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この条において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第14条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ確認しないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。 1 当該第三者が協会員から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること 2 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること 2 協会員は個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するに当たり、本人の同意を得ようとする場合（提供元の個人関連情報取扱事業者に同意取得を代行させる場合を含む。）には、次に掲げる情報を本人に提供しなければならない。 1 対象となる個人関連情報の項目 2 個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的 3 第14条の 2 第 6 項の規定は、第 1 項の規定により協会員が個人関連情報を提供する場合について準用する。 4 前条の記録義務の規定は、第 1 項の規定により協会員が確認する場合について準用する。	

改 正 案	現 行
(第三者提供時の記録に係る保存期間) 第 14 条の 6 第14条の 3、第14条の 4 及び第14条の 5 に従い作成した記録については、当該記録を作成した日から施行規則で定める期間保存しなければならない。 (保有個人データに関する事項の公表等) 第 15 条 協会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第 2 号の内容として、その旨を明らかにしなければならない。 1 協会員の名称及び住所並びに代表者の氏名 2 (現行どおり) 3 次項の規定による求め又は次条第 1 項(同条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 17 条第 1 項若しくは第 18 条第 1 項から第 3 項の規定による請求に応じる手続(第 21 条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。) 4 保有個人データの安全管理のために講じた措置(本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。) <u>5・6</u> (現行どおり) 2・3 (現行どおり) (開 示) 第 16 条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(存在しないときにはその旨を知らせることを含む。)の請求を受けたときは、本人に対し、<u>電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法、その他協会員が定める方法のうち本人が請求した方</u>	(第三者提供時の記録に係る保存期間) 第 14 条の 5 第14条の 3 及び第14条の 4 に従い作成した記録については、当該記録を作成した日から施行規則で定める期間保存しなければならない。 (保有個人データに関する事項の公表等) 第 15 条 協会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第 2 号の内容として、その旨を明らかにしなければならない。 1 協会員の名称 2 (省 略) 3 次項の規定による求め又は次条第 1 項、第17条第 1 項若しくは第18条第 1 項若しくは第 2 項の規定による請求に応じる手続(第21条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。) (新 設) <u>4・5</u> (省 略) 2・3 (省 略) (開 示) 第 16 条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(存在しないときにはその旨を知らせることを含む。)の請求を受けたときは、本人に対し、<u>書面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法)</u>によ

改 正 案	現 行
<u>法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</u> 1～3 （ 現 行 ど お り ） 2 <u>協会員は、前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。なお、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知したうえで、書面の交付による方法により開示を行わなければならない。</u>また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して説明することとする。 3 <u>前2項の規定は当該本人が識別される個人データに係る第14の3及び第14条の4の規定による第三者提供記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして施行令で定めるものを除く。）について準用する。</u>	り、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。 1～3 （ 省 略 ） 2 協会員は、前項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して説明することとする。 （ 新 設 ）
（利用停止等） 第 18 条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第6条若しくは第7条の2の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第8条の規定に違反して取得されたという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限り	（利用停止等） 第 18 条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第6条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第8条の規定に違反して取得されたという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき

改 正 案	現 行
でない。 2 (現行どおり) 3 <u>協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを当該協会員が利用する必要がなくなったという理由、当該本人が識別される保有個人データに係る第23条第1項に規定する漏えい等の事態が生じたという理由その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u> 4 <u>協会員は、第1項若しくは前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は第2項若しくは前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者提供を停止したとき若しくは第三者提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。</u> (理由の説明) 第19条 <u>協会員は、第15条第3項、第16条第2項（同条第3項において準用する場合を含む）、第17条第2項、前条第3項及び同条第4項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異</u>	措置をとるときは、この限りでない。 2 (省 略) (新 設) 3 協会員は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者提供を停止したとき若しくは第三者提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。 (理由の説明) 第19条 協会員は、第15条第3項、第16条第2項、第17条第2項及び前条第3項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合にお

改 正 案	現 行
なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。 （開示等の請求等に応じる手続） 第 20 条 協会員は、第15条第2項、第16条第1項<u>（同条第3項において準用する場合を含む）</u>、第17条第1項及び第18条第1項、<u>第2項若しくは第3項の規定による請求（以下「開示等の請求等」という。）</u>に関し、以下のとおり、その受付けの方法を定めることができる。この場合において、協会員は、第24条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載や営業所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。 1～3 (現行どおり) 4 保護法第 38 条第1項の手数料の金額とその徴収方法（無料とする場合を含む。） 5 開示等の請求等の対象となる保有個人データ<u>又は第三者提供記録</u>の特定に必要な事項 6 (現行どおり) 2・3 (現行どおり) （手 数 料） 第 21 条 協会員は、第15条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第16条第1項<u>若しくは同条第3項</u>の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。 2 (現行どおり) （個人情報等の漏えい等事案への対応） 第 23 条 協会員は、<u>施行規則第7条各号に定める事態を知ったとき</u>	いて、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。 （開示等の請求等に応じる手続） 第 20 条 協会員は、第15条第2項、第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項<u>若しくは第2項の規定による請求（以下「開示等の請求等」という。）</u>に関し、以下のとおり、その受付けの方法を定めることができる。この場合において、協会員は、第24条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載や営業所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。 1～3 (省 略) 4 保護法第 33 条第1項の手数料の金額とその徴収方法（無料とする場合を含む。） 5 開示等の請求等の対象となる保有個人データの特定に必要な事項 6 (省 略) 2・3 (省 略) （手 数 料） 第 21 条 協会員は、第15条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第16条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。 2 (省 略) （個人情報等の漏えい事案等への対応） 第 23 条 協会員は、<u>個人情報の漏えい事案等又は匿名加工情報</u>

改 正 案	現 行
<u>は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3－5－3に従って、個人情報保護委員会（保護法第147条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあっては金融庁長官等、法第165条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあっては地方公共団体の長等）及び本協会に直ちに報告することとする。また、個人情報等の漏えい事案等のうち、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に定める特定個人情報漏えいした場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。</u> 2 <u>協会員は、<u>施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3－5－4に従い、本人への通知等を行わなければならない。</u></u> 3 <u>協会員は、漏えい等事案が発覚した場合は、当該事態の内容等に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</u> <u>1 事業所内部における報告及び被害の拡大防止</u> <u>2 事実関係の調査及び原因の究明</u> <u>3 影響範囲の特定</u> <u>4 再発防止策の検討及び実施</u> <u>また、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、当該事案等の事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することとする。</u> 4 <u>上記以外の事項については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の例による（施行規則第7条各号関係に限る。）。</u> <u>（仮名加工情報についての本指針の適用関係）</u> 第23条の2 <u>仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する本指針の適用については、次のとおりとする。</u>	<u>の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに保護法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えい事案（以下「個人情報等の漏えい事案等」という。）の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。また、個人情報等の漏えい事案等のうち、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に定める特定個人情報が漏えいした場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。</u> 2 <u>協会員は、個人情報等の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、当該事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。</u> 3 <u>協会員は、個人情報等の漏えい事案等の事故が発生した場合には、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに当該事案等の事実関係等の通知等を行うこととする。</u> （ 新 設 ） （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
<u>1 第6条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第3条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報を取り扱ってはならない。</u> <u>2 仮名加工情報についての第9条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。</u> <u>3 協会員は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第10条の規定は、適用しない。</u> <u>4 協会員は、第14条第1項及び第2項並びに第14条の2第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第14条第4項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第14条の3中「ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第7号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第4号に該当する場合」とあるのは、「次の第1号又は第5号から7号に掲げる場合」と第14条の4中「次に掲げる場合」とあるのは「次の第1号又は第5号から7号に掲げる場合」とする。</u> <u>5 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第3条第3項、第15条から第21条及び第23条の規定は、適用しない。</u> <u>2 仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この項において同じ。）に関する本指針の適用については、次のとおりとする。</u> <u>1 協会員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者</u>	(新 設)

改 正 案	現 行
<u>に提供してはならない。</u> <u>2 第14条第4項及び第6項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。</u> <u>3 第11条から第13条まで、及び第22条の規定は、協会員による仮名加工情報の取扱いについて準用する。</u> （個人情報保護宣言の策定） 第 24 条 （ 現行どおり ） 2 個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。 1 （ 現行どおり ） 2 保護法第21条における利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明 3 保護法第32条における開示等の手続等、個人情報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明 4 （ 現行どおり ） 3 （ 現行どおり ） 4 <u>個人情報保護宣言は、消費者等、本人がこれを適切に理解した上で自らの判断により選択の機会を行使することができるような表示等により構成するのが望ましい。</u> 付 則 この改正は、令和4年4月1日から施行する。	（個人情報保護宣言の策定） 第 24 条 （ 省 略 ） 2 （ 同 左 ） 1 （ 省 略 ） 2 保護法第18条における利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明 3 保護法第27条における開示等の手続等、個人情報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明 4 （ 省 略 ） 3 （ 省 略 ） （ 新 設 ）

「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説」の一部改正について（案）

令和4年1月18日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
（目 的） 第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、<u>同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）</u>（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）<u>及び</u>	（目 的） 第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）<u>及び同ガイドライン（匿名加工情報編）</u>（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）、<u>金融分野における個</u>	（1） この指針は、保護法第54条の規定に基づき作成した指針であり、協会の証券業務等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が遵守すべき事項及び必要な措置等について、協会の証券業務等の実情に即して定めるものである。 （2）～（5）（ 現行どおり ） （6） 協会は、金融分野GLにおいて、以下のように記載されていることに留意が必要である。 ① （ 現行どおり ） ② 「こととする」、「適切である」及び「望ましい」と記載されている規定に従わない場合には、直ちに法の規定違反と判断されることはないが、金融分野における個人情報の性質及び利用<u>方法</u>に鑑み、協会には厳格な措置が求められている。	（1） この指針は、保護法第53条の規定に基づき作成した指針であり、協会の証券業務等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が遵守すべき事項及び必要な措置等について、協会の証券業務等の実情に即して定めるものである。 （2）～（5）（ 省 略 ） （6） （ 同 左 ） ① （ 省 略 ） ② 「こととする」、「適切である」及び「望ましい」と記載されている規定に従わない場合には、直ちに法の規定違反と判断されることはないが、金融分野における個人情報の性質及び利用に鑑み、協会には厳格な措置が求められている。

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和3年個人情報保護委員会告示第7号）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第5条第2号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</u>	個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第5条第2号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会が講ずべき具体的措置等を定めるものである。	(7) この解説において、個人情報に関連するガイドラインの略称は以下による。 ①～③（ 現行どおり ） ④ <u>仮名加工・匿名加工GL</u> 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（<u>仮名加工情報・匿名加工情報編</u>）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号） ⑤～⑦（ 現行どおり ） （参照条文等：保護法第1条、<u>第128条</u>、金融分野GL第1条、番号法第4条）	(7) （ 同 左 ） ①～③（ 省 略 ） ④ 匿名加工GL 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号） ⑤～⑦（ 省 略 ） （参照条文等：保護法第1条、<u>第60条</u>、金融分野GL第1条、番号法第4条）

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
2 協会員は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）等を防止等するため、個人情報の保護に関する法令等並びに関係法令及びガイドライン等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。	2 協会員は、個人情報の漏えい、不正流出等を防止等するため、個人情報の保護に関する法令等並びに関係法令及びガイドライン等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。		
（定 義） 第 2 条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	（定 義） 第 2 条 （ 同 左 ）	この指針における用語定義は、保護法第 2 条各項、 <u>第16条各項</u> 、通則GL 2 及び金融分野GL第 5 条第 1 項の規定に基づくものである。	この指針における用語定義は、保護法第 2 条各項、通則GL 2 及び金融分野GL第 5 条第 1 項の規定に基づくものである。
1 （ 現行どおり ）	1 （ 省 略 ）	1. 個人情報（第 1 号） (1) （ 現行どおり ） (2) 「特定の個人を識別することができるもの」に該当する例 例えば、次のようなものが該当する。 ①・②（ 現行どおり ） ③ 当該情報のみでは識別できないが、当該情報に含まれる番号、記号その他の情報と協会員が保有する他の情報又は公開された情報をコンピュータ等による処	1. （ 同 左 ） (1) （ 省 略 ） (2) （ 同 左 ） ①・②（ 省 略 ） ③ 当該情報のみでは識別できないが、当該情報に含まれる番号、記号その他の情報と協会員が保有する他の情報又は公開された情報をコンピュータ二等による

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		理で照合することによって特定の個人を識別できる情報 (3) (現行どおり)	処理で照合することによって特定の個人を識別できる情報 (3) (現行どおり)
1 の 2 (現行どおり)	1 の 2 (省 略)	1 の 2. (現行どおり)	1 の 2. (省 略)
2 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。 イ 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの ロ (現行どおり)	2 (同 左) イ 特定の個人情報をコンピュータ ^二 を用いて検索することができるように体系的に構成したもの ロ (省 略)	2. 個人情報データベース等(第2号) (1)「個人情報データベース等」に該当する例 例えば、次のようなものが該当する。 ① (現行どおり) ② コンピュータを用いていない場合であっても、五十音順に索引を付して並べられた顧客カード等(第2号ロ) (2)・(3) (現行どおり) (参照条文等： <u>保護法第16条第1項</u> 、番号法第2条、第29条、番号法金融GL1-(1)、通則GL2-4、国税通則法第74条の13の3)	2. (同 左) (1) (同 左) ① (省 略) ② コンピュータ ^二 を用いていない場合であっても、五十音順に索引を付して並べられた顧客カード等(第2号ロ) (2)・(3) (省 略) (参照条文等：番号法第2条、第29条、番号法金融GL1-(1)、通則GL2-4、国税通則法第74条の13の3)
3 (現行どおり)	3 (省 略)	3. 個人データ(第3号) (1)・(2) (現行どおり) (参照条文等：保護法 <u>第16条第3項</u> 、通則GL2-6)	3. (同 左) (1)・(2) (省 略) (参照条文等：保護法 <u>第2条</u> 、通則GL2-6)
4 保有個人データ 協会員が、本人又はその代理人	4 (同 左)	4. 保有個人データ(第4号) (1)・(2) (現行どおり)	4. (同 左) (1)・(2) (省 略)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべての権限を有する個人データであって、次に掲げるもの以外のものをいう。		(参照条文等：保護法第16条第4項、通則GL2-7)	(参照条文等：保護法第2条、通則GL2-6)
イ・ロ（ 現行どおり ）	イ・ロ（ 省 略 ）	(3) （ 現行どおり ） (参照条文等：保護法第16条第4項、 <u>施行令第5条、通則GL2-7</u>)	(3) （ 省 略 ） (参照条文等：保護法第2条、通則GL2-7)
ハ（ 現行どおり ）	ハ（ 省 略 ）	(4) （ 現行どおり ） (参照条文等：保護法第16条第4項、 <u>施行令第5条、通則GL2-7</u>)	(4) （ 省 略 ） (参照条文等：保護法第2条、通則GL2-7)
ニ（ 現行どおり ）	ニ（ 省 略 ）	(5) （ 現行どおり ） (参照条文等：保護法第16条第4項、 <u>施行令第5条、通則GL2-7</u>)	(5) （ 省 略 ） (参照条文等：保護法第2条、 <u>施行令第4条、第5条、通則GL2-7</u>)
（ 削 る ）	<u>ホ 6か月以内に消去するもの</u>	（ 削 る ）	<u>（参照条文等：保護法第2条、通則GL2-7）</u>
5 （ 現行どおり ）	5 （ 省 略 ）		
6 （ 現行どおり ）	6 （ 省 略 ）	6. 要配慮個人情報 要配慮個人情報に該当するものの具体例 (1)～(6)（ 現行どおり ） (7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の	6. （ 同 左 ） 要配慮個人情報に該当するものの具体例 (1)～(6)（ 省 略 ） (7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		<u>施行規則</u>で定める心身の機能の障害があること (8)～(11) (現行どおり)	<u>個人情報保護委員会規則</u>で定める心身の機能の障害があること (8)～(11) (現行どおり)
7 機微（センシティブ）情報 金融分野において、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、<u>学術研究機関等</u>、<u>保護法第57条第1項各号</u>若しくは<u>施行規則第6条各号</u>に掲げる者により公開されているもの、又は本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。）のことをいう。	7 機微（センシティブ）情報 金融分野において、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、<u>保護法第76条第1項各号</u>若しくは<u>施行規則第6条各号</u>に掲げるものにより公開されているもの、又は本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。）のことをいう。	7. 機微（センシティブ）情報 本人、国の機関、地方公共団体、<u>学術研究機関等</u>、<u>保護法第57条第1項各号</u>若しくは<u>施行規則第6条各号</u>に掲げる者により公開されているもの又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものについては、法令上は要配慮個人情報に該当する場合であっても、機微（センシティブ）情報には含まれないことに留意する。 （参照条文等：金融分野GL第5条）	7. (同 左) 本人、国の機関、地方公共団体、<u>保護法第76条第1項各号</u>若しくは<u>施行規則第6条各号</u>に掲げる者により公開されているもの又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものについては、法令上は要配慮個人情報に該当する場合であっても、機微（センシティブ）情報には含まれないことに留意する。 （参照条文等：金融分野GL第5条）
<u>8 仮名加工情報</u> <u>個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。</u>	(新 設)	<u>8. 仮名加工情報</u> (1) 「<u>個人情報の区分</u>」とは以下に掲げる区分であり、<u>それぞれの区分に定める措置を講じて、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように個人情報を加工して得られた個人に関する情報が仮名加工情報に該当すると考えられる。</u>	(新 設)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		<u>イ 保護法第2条第1項第1号に該当する個人情報 当該情報に含まれる記述等の一部を削除する(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)</u> <u>ロ 保護法第2条第1項第2号に該当する個人情報 当該情報に含まれる個人識別符号の全部を削除する(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)</u> <u>(2) 仮名加工情報を作成する場合は、保護法、施行規則及び仮名加工・匿名加工GLに従った対応が必要となる。なお、「仮名加工情報を作成する」とは、仮名加工情報として取り扱うために施行規則第31条で定める基準に従い作成することをいう。(参照条文等：保護法第2条、施行規則第31条、通則GL2-10、仮名加工・匿名加工GL2-1、2-2)</u>	
<u>9</u> 匿名加工情報	<u>8</u> 匿名加工情報	<u>9</u> 匿名加工情報	<u>8</u> 匿名加工情報

改正案	現行	改正案	現行
個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように<u>個人情報</u>を加工して得られる個人に関する情報であり、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものを用いる。	<u>個人情報</u>を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であり、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものを用いる。	(1) 「<u>個人情報の区分</u>」とは以下に掲げる区分であり、それぞれの<u>区分に定める措置</u>を講じたものが匿名加工情報に該当すると考えられる。 イ <u>保護法第2条第1項第1号に該当する個人情報</u> 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合には、特定の個人を識別することができなくなるように当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等を削除したもの ロ <u>保護法第2条第1項第2号に該当する個人情報</u> 「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合には、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を特定の個人を識別することができなくなるように削除したもの ※（ 現行どおり ）	(1) <u>以下に掲げるものが匿名加工情報</u>に該当すると考えられる。 イ 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合には、特定の個人を識別することができなくなるように当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等を削除したもの ロ 「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合には、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を特定の個人を識別することができなくなるように削除したもの ※（ 省 略 ）

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		(2) 匿名加工情報を作成する場合は、保護法及び<u>仮名加工・匿名加工GL</u>に従った対応が必要となる。なお、「匿名加工情報を作成する」とは、匿名加工情報として取り扱うために作成することをいう。例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除（又は他の記述等に置換え）したうえで、引き続き個人情報として取り扱う場合（加工元の個人情報を復元する場合を含む）、あるいは統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、「匿名加工情報を作成する」ときに該当しない。 （参照条文等：保護法第2条、通則GL2-12、<u>仮名加工・匿名加工GL3-1</u>）	(2) 匿名加工情報を作成する場合は、保護法及び匿名加工GLに従った対応が必要となる。なお、「匿名加工情報を作成する」とは、匿名加工情報として取り扱うために作成することをいう。例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除（又は他の記述等に置換え）したうえで、引き続き個人情報として取り扱う場合（加工元の個人情報を復元する場合を含む）、あるいは統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、「匿名加工情報を作成する」ときに該当しない。 （参照条文等：保護法第2条、通則GL2-8、匿名加工GL2-1）
<u>10 個人関連情報</u> <u>生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。</u>	（ 新 設 ）	<u>10. 個人関連情報</u> <u>個人関連情報に該当するものの具体例（※）</u> <u>(1) Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイト閲覧履歴</u> <u>(2) 特定の個人を識別できないメールアドレス（abc_123@example.</u>	（ 新 設 ）

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		comなど) に結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等 (3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴 (4) ある個人の位置情報 (5) ある個人の興味・関心を示す情報 ※ 個人情報に該当する場合は、個人情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人情報に該当しないことになる。 (参照条文等：保護法第2条、通則GL2-8、3-7)	
11 個人情報データベース 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 イ 特定の個人関連情報をコン	(新 設)	(参照条文等：保護法第16条第7項、通則GL2-9)	(新 設)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>ピュータを用いて検索することができるよう体系的に構成したもの</u> <u>ロ イに掲げるもののほか、個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引、符号等により容易に検索可能な状態に置かれているもの</u>			
(利用目的の特定) 第 3 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 協会員は、利用目的を変更する場合には、保護法第17条第2項に定める「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」を超えてはならない。 4 (現行どおり)	(利用目的の特定) 第 3 条 (省 略) 2 (省 略) 3 協会員は、利用目的を変更する場合には、保護法第15条第2項に定める「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」を超えてはならない。 4 (省 略)	(現行どおり) (参照条文等：保護法第17条、金融分野GL第2条、番号法金融GL1-(1)、通則GL3-1-1)	(省 略) (参照条文等：保護法第15条、金融分野GL第2条、番号法金融GL1-(1)、通則GL3-1-1)
(与信事業の利用目的) 第 4 条 (現行どおり)	(与信事業の利用目的) 第 4 条 (省 略)	(現行どおり)	(省 略)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		(参照条文等：通則GL2-16、金融分野 GL第2条第3項、第6条第2項)	(参照条文等：通則GL2-12、金融分野 GL第2条第3項)
(「同意」の形式) 第5条 協会員は、次条、第14条、<u>第14条の2及び第14条の5(協会員が個人関連情報取扱事業者から同条の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合に限る。)</u>に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面(電磁的記録を含む。<u>第16条を除き、</u>以下同じ。)によることとする。 なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であつて、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。	(「同意」の形式) 第5条 協会員は、次条、第14条及び第14条の2に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)によることとする。 なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であつて、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。	(現行どおり) (参照条文等：通則GL2-16、金融分野 GL第3条)	(省 略) (参照条文等：通則GL2-12、金融分野 GL第3条)
(利用目的による制限) 第6条 (現行どおり)	(利用目的による制限) 第6条 (省 略)	(1) (現行どおり) (参照条文等：保護法第18条、通則	(省 略) (参照条文等：保護法第16条、通則

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		GL3-1-3)	GL3-1-3)
2 (現行どおり)	2 (省 略)	(2)・(3) (現行どおり) (参照条文等：保護法第18条、通則GL3-1-4、番号法第9条、第30条第2項、番号法金融GL1-(1))	(省 略) (参照条文等：保護法第16条、通則GL3-1-4、番号法第9条、第30条第3項、番号法金融GL1-(1))
3 前2項は、次に掲げる場合については適用しない。	(同 左)	(4) (現行どおり) (参照条文等：保護法第18条、番号法第9条、番号法金融GL1-(1))	(省 略) (参照条文等：保護法第16条、番号法第9条、番号法金融GL1-(1))
1 (現行どおり)	1 (省 略)	(5) (現行どおり) (参照条文等：保護法第18条、通則GL3-1-5)	(省 略) (参照条文等：保護法第16条、通則GL3-1-5)
2 (現行どおり)	2 (省 略)	(6) (現行どおり) (参照条文等：保護法第18条、通則GL3-1-5)	(省 略) (参照条文等：保護法第16条、通則GL3-1-5)
3 (現行どおり)	3 (省 略)	(参照条文等：保護法第18条、通則GL3-1-5)	(参照条文等：保護法第16条、通則GL3-1-5)
4 (現行どおり)	4 (省 略)	(7) (現行どおり) (参照条文等：保護法第18条、金融分野GL第4条、通則GL3-1-5)	(省 略) (参照条文等：保護法第16条、金融分野GL第4条、通則GL3-1-5)
<u>5</u> 学術研究機関等(大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。以下同じ。)に個人データを提供する場合であって、当該	(新 設)	<u>(8) 具体的活動としての「学術研究」</u> <u>としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。なお、</u>	(新 設)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>学術研究機関等が当該個人データを学術研究の用に供する目的</u> <u>(以下「学術研究目的」という。)</u> <u>で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)</u> 。		<u>製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。</u> <u>(参照条文等：保護法第16条第8項、第18条、金融分野GL第4条、通則GL2-18、2-19、3-1-5)</u>	
(機微(センシティブ)情報の取扱いについて) 第7条 協会員は、機微(センシティブ)情報については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないものとする。	(機微(センシティブ)情報の取扱いについて) 第7条 (同 左)	(1)・(2) (現行どおり)	(1)・(2) (省 略)
1 (現行どおり)	1 (省 略)	(3) (現行どおり)	(3) (省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)	(4) (現行どおり) (参照条文等：保護法第20条第2項第2号)	(4) (省 略) (参照条文等：保護法第17条第2項第2号)
3・4 (現行どおり)	3・4 (省 略)		
<u>5 保護法第20条第2項第6号に掲げる場合に機微(センシティブ)情報を取得する場合、保護法</u>	(新 設)	<u>(5) 学術研究機関等との間で学術研究目的で必要があるときに機微(センシティブ)情報を取得し、利用し、</u>	(新 設)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
第18条第3項第6号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を利用する場合、又は保護法第27条第1項第7号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を第三者提供する場合		又は第三者提供する場合が該当する。 (参照条文等：金融分野GL第5条)	
<u>6</u> (現行どおり)	<u>5</u> (省 略)		
<u>7</u> (現行どおり)	<u>6</u> (省 略)	(<u>6</u>) (現行どおり)	(<u>5</u>) (省 略)
<u>8・9</u> (現行どおり)	<u>7・8</u> (省 略)	(現行どおり)	(省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)		
3 (現行どおり)	3 (省 略)	例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、保護法第20条第2項に従い、あらかじめ本人の同意を得ることに留意する。	例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、保護法第17条第2項に従い、あらかじめ本人の同意を得ることに留意する。
4 協会員は、機微（センシティブ）情報を第三者に提供するに当たっては、保護法第27条第2項（オプトアウト）の規定を適用しないこととする。	4 協会員は、機微（センシティブ）情報を第三者に提供するに当たっては、保護法第23条第2項（オプトアウト）の規定を適用しないこととする。	(現行どおり)	(省 略)
<u>(不適正な利用の禁止)</u> 第7条の2 協会員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利	(新 設)	(1) 「違法又は不当な行為」とは、 <u>保護法その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とは言えないも</u>	(新 設)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>用してはならない。</u>		<u>のの、保護法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。</u> <u>(2) 「おそれ」の有無は、協会員による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における協会員の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、協会員が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該協会員が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		(3) 「<u>違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法</u>」により<u>個人情報を利用している事例</u> <u>例えば、次のようなものが該当する。</u> ① <u>違法な行為を営むことが疑われる事業者（例：貸金業登録を行っていない貸金業者等）からの突然の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該事業者に当該本人の個人情報を提供する場合</u> ② <u>裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報（例：官報に掲載される破産者情報）を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開する場合</u> ③ <u>暴力団員により行われる暴力</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		<u>的要求行為等の不当な行為や總會屋による不当な要求を助長し、又は誘発するおそれが予見できるにもかかわらず、事業者間で共有している暴力団員等に該当する人物を本人とする個人情報や、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う各事業者の責任者の名簿等を、みだりに開示し、又は暴力団等に対しその存在を明らかにする場合</u> ④ <u>個人情報を提供した場合、提供先において保護法第 27 条第 1 項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合</u> ⑤ <u>採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合</u> ⑥ <u>広告配信を行っている事業者</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		<u>が、第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用する場合</u> <u>(参照条文等：保護法第19条、通則GL3-2)</u>	
(適正な個人情報の取得) 第 8 条 (現行どおり)	(適正な個人情報の取得) 第 8 条 (省 略)	(1) 「不正の手段」により個人情報を取得している事例 例えば、次のようなものが該当する。 ① (現行どおり) ② 保護法第27条第1項に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合 ③・④ (現行どおり) ⑤ 保護法第27条第1項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合	(1) (同 左) ① (省 略) ② 保護法第23条第1項に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合 ③・④ (省 略) ⑤ 保護法第23条第1項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		⑥ (現行どおり) (2) 個人番号等の取得 個人番号等(※1)は、法令により規定された場合以外には取得してはならないことに留意を要する(※2)。 なお、令和2年5月25日より、個人番号を確認するための通知カードは廃止されているが、経過措置が設けられており、以下の条件を満たす場合に限り、番号法上の本人確認に利用することができる。(「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の一部施行による。) ①・② (現行どおり) ※1. (現行どおり) ※2. 個人番号以外にも、基礎年金番号や被保険者等記号・番号等(保険者番号及び被保険者等記号・番号を	⑥ (省 略) (2) (同 左) ※1. (省 略) ※2. 個人番号以外にも、基礎年金番号や被保険者等記号・番号等(保険者番号及び被保険者等記号・番号を

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		いう。以下同じ。) は、原則として、本人確認の目的であっても告知を求めることが禁止されている点にも留意する。例えば、ホームページや顧客向けリーフレット等において、本人確認書類として健康保険証等の写しの提出を求める場合に「記号・番号が鮮明であることをご確認ください。」等の記載がある場合には、被保険者等記号・番号等の告知要求を行っているとおみなされるおそれがあるため、行わないようにすること。 (参照条文等：保護法第20条、通則GL3-3-1、番号法第15条、第16条、第19条、第20条、番号法金融GL3-(3)、国民年金法第108条の4、健康保険法第194条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第161条の2、国民健康保険法第111条の2、船員保険法第143条の2、私立学校教職員共済法第45条、国家公務員共済組合法第112条の	いう。以下同じ。) は、原則として、本人確認の目的であっても告知を求めることが禁止されている点にも留意する(被保険者等記号・番号等に告知要求制限がかかるのは改正健康保険法等が施行される令和2年10月1日以降)。例えば、ホームページや顧客向けリーフレット等において、本人確認書類として健康保険証等の写しの提出を求める場合に「記号・番号が鮮明であることをご確認ください。」等の記載がある場合には、被保険者等記号・番号等の告知要求を行っているとおみなされるおそれがあるため、行わないようにすること。 (参照条文等：保護法第17条、通則GL3-2-1、番号法第15条、第16条、第19条、第20条、番号法金融GL3-(3)、国民年金法第108条の4、健康保険法第194条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第161条の2、国民健康保険法第111条の2、船員保険法第143条の2、私立学校教職員共済法第45条、国家公務員共済組合法第112条の

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		2、地方公務員共済組合法第144条の24の2、国税通則法第74条の13の4、番号利用法整備法(平成25年法律第28号)第8条)	2、地方公務員共済組合法第144条の24の2、国税通則法第74条の13の4、番号利用法整備法(平成25年法律第28号)第8条)
2 (現行どおり)	2 (省 略)	(3)・(4) (現行どおり) (参照条文等：通則GL3-3-1)	(3)・(4) (省 略) (参照条文等：通則GL3-2-1)
(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等) 第 9 条 (現行どおり)	(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等) 第 9 条 (省 略)	(1)・(2) (現行どおり) (参照条文等：通則GL2-14、2-15)	(1)・(2) (省 略) (参照条文等：通則GL2-10、2-11)
2 (現行どおり)	2 (省 略)	(3)～(6) (現行どおり) (参照条文等：通則GL3-3-3、3-3-4) (7) (現行どおり)	(3)～(6) (現行どおり) (参照条文等：通則GL3-2-3、3-2-4) (7) (省 略)
3 (現行どおり)	3 (省 略)	(参照条文等：保護法第21条第3項、通則GL3-1-2)	(参照条文等：保護法第18条第3項、通則GL3-1-2)
4 (現行どおり) 1 (現行どおり)	4 (省 略) 1 (省 略)	(8) (現行どおり) (参照条文等：保護法第21条第4項、通則GL3-3-5)	(8) (省 略) (参照条文等：保護法第18条第4項、通則GL3-2-5)
2 (現行どおり)	2 (省 略)	(9) (現行どおり) (参照条文等：保護法第21条第4項、通則GL3-3-5)	(9) (省 略) (参照条文等：保護法第18条第4項、通則GL3-2-5)
3 (現行どおり)	3 (省 略)	(10) (現行どおり) (参照条文等：保護法第21条第4項、	(10) (省 略) (参照条文等：保護法第18条第4項、

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		通則GL3-3-5)	通則GL3-2-5)
4 (現行どおり)	4 (省 略)	(11) (現行どおり) (参照条文等：保護法第21条第4項、 通則GL3-3-5、金融分野GL第6条)	(11) (省 略) (参照条文等：保護法第18条第4項、 通則GL3-2-5、金融分野GL第6条)
(データ内容の正確性の確保等) 第 10 条 (現行どおり)	(データ内容の正確性の確保等) 第 10 条 (省 略)	(1)・(2) (現行どおり) (参照条文等：保護法第22条、通則 GL3-4-1、金融分野GL第7条、番号法 第20条、番号法金融GL3-(3))	(1)・(2) (省 略) (参照条文等：保護法第19条、通則 GL3-3-1、金融分野GL第7条、番号法 第20条、番号法金融GL3-(3))
(安全管理措置) 第 11 条 協会員は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」、「技術的安全管理措置」及び「外的環境の把握」を含むものでなければならない。当該措置は、	(安全管理措置) 第 11 条 協会員は、その取り扱う個人データの漏えい、 <u>滅失又は毀損</u> の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」 <u>及び「技術的安全管理措置」</u> を含むものでなければならない。当該措置は、個人データが漏えい、 <u>滅失又は</u>	(1) (現行どおり) (参照条文等：保護法第23条、金融分野GL第8条)	(1) (省 略) (参照条文等：保護法第20条、金融分野GL第8条)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人のデータの性質及び量を含む）並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。 1～2（ 現行どおり ） <u>3 物理的安全管理措置</u> <u>個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止並びに機器及び電子媒体等の廃棄等の個人データの安全管理に関する物理的な措置をいう。</u> <u>4 技術的安全管理措置</u> （ 現行どおり ） <u>5 外的環境の把握</u> <u>外国において個人データを取り扱う場合に、当該外国の個人情報保護に関する制度等を把握</u>	毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人のデータの性質及び量を含む）並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。 1～2（ 省 略 ） （ 新 設 ） <u>3 技術的安全管理措置</u> （ 省 略 ） （ 新 設 ）		

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>することをいう。</u> 2 協会員は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、以下の「組織的安全管理措置」を講じなければならない。 1 (現行どおり) 2 各管理段階における安全管理に係る取扱規程 イ～ホ (現行どおり) へ <u>漏えい等事案</u>(<u>漏えい等又はそのおそれのある事案をいう。</u><u>以下同じ。</u>) への対応の段階における取扱規程 3 協会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「<u>物理的安全管理措置</u>」及び「<u>技術的安全管理措置</u>」を講じなければならない。 1 組織的安全管理措置 イ～ホ (現行どおり) へ <u>漏えい等事案</u>に対応する体制の整備 2 (現行どおり) <u>3 物理的安全管理措置</u>	(同 左) 1 (省 略) 2 (同 左) イ～ホ (省 略) へ <u>漏えい事案等</u>への対応の段階における取扱規程 3 協会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。 1 組織的安全管理措置 イ～ホ (省 略) へ <u>漏えい事案等</u>に対応する体制の整備 2 (省 略) (新 設)	(2) (現行どおり)	(2) (省 略)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
イ <u>個人データの取扱区域等の管理</u> ロ <u>機器及び電子媒体等の盗難等の防止</u> ハ <u>電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止</u> ニ <u>個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄</u> 4 技術的安全管理措置 イ～ハ（ 現行どおり ） ニ 個人データの漏えい等防止策 ホ～ト（ 現行どおり ）	3 技術的安全管理措置 イ～ハ（ 省 略 ） ニ 個人データの漏えい・<u>毀損</u>等防止策 ホ～ト（ 省 略 ）		
		(3) 金融分野GLにおいて求められる「<u>物理的安全管理措置</u>」について、番号法金融GLにおいても「物理的安全管理措置」として整備が求められることに留意する。 具体的には以下の措置を講ずることが考えられる。 ①～⑤（ 現行どおり ） （参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-2、金融分野GL第8条）	(3) 金融分野GLにおいて求められる<u>組織的安全管理措置、技術的安全管理措置の一部</u>について、番号法金融GLにおいては「物理的安全管理措置」として整備が求められることに留意する。 具体的には以下の措置を講ずることが考えられる。 ①～⑤（ 現行どおり ） （参照条文等：保護法第20条、通則GL3-3-2、金融分野GL第8条）

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
(役職員の監督) 第 12 条 協会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。 2 (現行どおり)	(役職員の監督) 第 12 条 協会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、<u>滅失又は毀損等</u>をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。 2 (省 略)	・ 本条における役職員の定義については、本指針第11条第1項第1号参照 ・ 役職員に対して必要かつ適切な監督を行っていないものの具体例 (1)～(2) (現行どおり) (参照条文等：保護法第24条、通則GL3-4-3、金融分野GL第9条)	・ 本条における役職員の定義については、本指針第11条第1項第1号参照 ・ 役職員に対して必要かつ適切な監督を行っていないものの具体例 (1)～(2) (省 略) (参照条文等：保護法第21条、通則GL3-3-3、金融分野GL第9条)
(委託先の監督) 第 13 条 協会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、協会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託	(委託先の監督) 第 13 条 協会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、協会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託	・ 委託先には外国の委託先も含まれる。 ・ 個人番号関係事務を委託する場合は、委託者と同等の管理を求めなければならないことに留意を要する。 ・ 再委託以降の場合も同等の管理を求めるとともに適切に監督することが必要となる。	・ 委託先には外国の委託先も含まれる。 ・ 個人番号関係事務を委託する場合は、委託者と同等の管理を求めなければならないことに留意を要する。 ・ 再委託以降の場合も同等の管理を求めるとともに適切に監督することが必要となる。

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
う、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。 2 協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない（二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。）。なお、具体的には、例えば以下の対応等を行わなければならない。 1 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備	を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、<u>滅失又は毀損等</u>をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。 2 協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない（二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。）。なお、具体的には、例えば以下の対応等を行わなければならない。 1 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備	（参照条文等：保護法第25条、金融分野GL第10条、番号法第11条、番号法金融GL 2-(1)） ・ 個人番号関係事務を再委託する場合は、元委託者の許諾を得る必要があることに留意を要する。また、個人番号関係事務を受託していた者が、最初の委託者の許諾を得ずに再委託した場合は、当該再委託を受けた者も含め、番号法違反となるおそれがあることに留意を要する。 （参照条文等：番号法第10条、第15条、第19条、第20条、番号法金融GL 2-(1)） ・ 委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っていない具体例①～④（ 現行どおり ） （参照条文等：保護法第25条、通則GL3-4-4）	（参照条文等：保護法第22条、金融分野GL第10条、番号法第11条、番号法金融GL 2-(1)） ・ 個人番号関係事務を再委託する場合は、元委託者の許諾を得る必要があることに留意を要する。また、個人番号関係事務を受託していた者が、最初の委託者の許諾を得ずに再委託した場合は、当該再委託を受けた者も含め、番号法違反となるおそれがあることに留意を要する。 （参照条文等：番号法第10条、第15条、第19条、第20条、番号法金融GL 2-(1)） ・ 委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っていない具体例①～④（ 省 略 ） （参照条文等：保護法第22条、通則GL3-3-4）

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準を定期的に見直すこと。 なお、委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く<u>方法（テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。）を利用する方法を含む。以下同じ。）</u>又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。 2 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人データの漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件及び漏えい等<u>事案</u>が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託	及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準を定期的に見直すこと。 なお、委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。 2 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人データの漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件及び漏えい等が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全		

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
契約に定める安全管理措置の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。 なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。 委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続きを求め、<u>かつ</u>直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと<u>及び</u>再委託先が保護法第23条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合	管理措置の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。 なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。 委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続きを求め、<u>直接</u>又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、<u>再委託先が保護法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。</u>		

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
と同様とする。			
(第三者提供の制限) 第 14 条 協会員は、個人データの第三者（個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。第14条の2から第14条の6を除き、以下同じ。）への提供にあたり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得にあたっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。 なお、あらかじめ、個人情報データを第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。	(第三者提供の制限) 第 14 条 協会員は、個人データの第三者（個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。第14条の2から第14条の5を除き、以下同じ。）への提供にあたり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得にあたっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。 なお、あらかじめ、個人情報データを第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。 ただし、次に掲げる場合には、第	(1) 個人データを提供する場合の留意事項 協会員が取得した個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることが必要となるが、本人の同意を得ることなく個人データを提供しようとするときは、次のいずれかに該当するかどうかを確認し必要な対応をとる。 ① （ 現行どおり ） ② オプトアウトによる場合（第2項） ※ 機微（センシティブ）情報（本指針第2条第1項第7号で規定されているもの）、不正取得された個人データをオプトアウトにより提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データをオプトアウトにより再提供することは認められていないことに留意する。 ③・④（ 現行どおり ）	(1) （ 同 左 ） ① （ 省 略 ） ② オプトアウトによる場合（第2項） ※ 機微（センシティブ）情報（本指針第2条第1項第7号で規定されているもの）については、オプトアウトが認められていないことに留意する。 ③・④（ 省 略 ）

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
ただし、次に掲げる場合には、第三者への個人データの提供にあたって本人の同意は不要である。	三者への個人データの提供にあたって本人の同意は不要である。	⑤ 共同利用の場合（第５項第３号） 第三者への提供の同意を得る際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、<u>個人データの提供先の第三者、提供先の第三者における利用目的及び第三者に提供される個人データの項目を本人に認識させた上で同意を得ることとする。本人の同意を得ようとする時点において、個人データの提供先の第三者が特定できない場合には、当該事項に代わる本人に参考となるべき情報（例えば、提供先の第三者の範囲や属性に関する情報）を本人に認識させた上で、同意を得ることとする。</u> (2) （ 現行どおり ） （参照条文等：番号法第15条、第19条、第30条第３項、<u>金融分野GL第12条、番号法金融GL 3-(2)</u>）	⑤ 共同利用の場合（第５項第３号） 第三者への提供の同意を得る際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、<u>個人データを提供する第三者、提供を受けた第三者における利用目的及び第三者に提供される情報の内容を本人に認識させた上で同意を得ることとする。</u> (2) （ 省 略 ） （参照条文等：番号法第15条、第19条、第30条第３項、番号法金融GL 3-(2)）
1 （ 現行どおり ）	1 （ 省 略 ）	(3) （ 現行どおり ） （参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-1）	(3) （ 省 略 ） （参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-1）
2 （ 現行どおり ）	2 （ 省 略 ）	(4) （ 現行どおり ）	(4) （ 省 略 ）

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-1)	(参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-1)
3 (現行どおり)	3 (省 略)	(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-1)	(参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-1)
4 (現行どおり)	4 (省 略)	(5) (現行どおり) (参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-1)	(5) (省 略) (参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-1)
<u>5 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)</u> 。	(新 設)	(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-1)	(新 設)
2 協会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前	2 協会員は、第三者に提供される個人データ(機微(センシティブ)情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り	(6)～(8) (現行どおり) (参照条文等：保護法第27条、通則GL2-14、3-6-2)	(6)～(8) (省 略) (参照条文等：保護法第23条、通則GL2-10、3-4-2)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。 また、協会員は、当該届出の内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 なお、機微（センシティブ）情報や偽りその他不正取得された個人データをオプトアウトにより第三者に提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データ（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をオプトアウトにより再提供することはできない。	得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。 また、協会員は、当該届出の内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 なお、機微（センシティブ）情報は、オプトアウトにより第三者に提供することはできない。		
<u>1 協会の名称、住所及び代表者の氏名</u>	（ 新 設 ）	<u>（参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-2）</u>	（ 新 設 ）
<u>2 （ 現行どおり ）</u>	<u>1 （ 省 略 ）</u>	<u>（参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-2）</u>	<u>（参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-2）</u>
<u>3 （ 現行どおり ）</u>	<u>2 （ 省 略 ）</u>	<u>（参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-2）</u>	<u>（参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-2）</u>
<u>4 第三者に提供される個人データの取得の方法</u>	（ 新 設 ）	<u>（9）取得元（取得源）と取得の方法の具体例（第2項第4号）</u> <u>例えば、次のようなものが該当する。</u> <u>① 新聞・雑誌・書籍・ウェブサイ</u>	（ 新 設 ）

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		<u>トの閲覧による取得</u> <u>② 官公庁による公開情報からの取得</u> <u>(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-2)</u>	
<u>5</u> (現行どおり)	<u>3</u> (省 略)	<u>(10) (現行どおり)</u> <u>(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-2)</u>	<u>(9) (省 略)</u> <u>(参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-2)</u>
<u>6</u> (現行どおり)	<u>4</u> (省 略)	<u>(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-2)</u>	<u>(参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-2)</u>
<u>7</u> (現行どおり)	<u>5</u> (省 略)	<u>(11) (現行どおり)</u> <u>(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-2)</u>	<u>(10) (省 略)</u> <u>(参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-2)</u>
<u>8 第三者に提供される個人データの更新の方法</u>	(新 設)	<u>(参照条文等：施行規則11条、通則GL3-6-2)</u>	(新 設)
<u>9 当該届出に係る個人データの更新の第三者への提供を開始する予定日</u>	(新 設)	<u>(12) 新規の届出の場合には、オプトアウトによる第三者提供を開始する予定日を記入する。変更届の場合には、変更届に基づいて第三者提供を開始する予定日を記入する。</u> <u>(参照条文等：施行規則11条、通則GL3-6-2)</u>	(新 設)
3 協会員は、前項第1号に掲げる事	3 協会員は、前項第2号、第3号又	<u>(13) (現行どおり)</u>	<u>(11) (省 略)</u>

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。 なお、協会員は、本項に従い、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表するものとする。	は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。 なお、協会員は、本項に従い、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表するものとする。	(参照条文等：保護法第27条、通則GL2-14、3-6-2)	(参照条文等：保護法第23条、通則GL2-10、3-4-2)
4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。	4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。	(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-3)	(参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-3)
1 (現行どおり)	1 (省 略)	(14) (現行どおり) (参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-3) (15) (現行どおり) (参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-3) (16) (現行どおり)	(12) (省 略) (参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-3) (13) (省 略) (参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-3) (14) (省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)	(17) (現行どおり)	(15) (省 略)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-3)	(参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-3)
3 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者(共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。	3 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者(共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。)の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。	(18) 「共同利用」の具体例(第4項第3号) ① (現行どおり) ② 親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合 なお、共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う必要はない。 ただし、共同利用については、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号及び第154条第1項第4号に規定する非公開情報の提供の制限に留意すること。以下同じ。 また、既に特定の事業者が取得している個人データをほかの事業者と共同して利用する場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に	(16) 「共同利用」の具体例(第4項第3号) ① (省 略) ② 親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合 なお、共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う必要はない。 ただし、共同利用については、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号及び第154条第1項第4号に規定する非公開情報の提供の制限に留意すること。以下同じ。 また、既に特定の事業者が取得している個人データをほかの事業者と共同して利用する場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期しうると客観的に

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が保護法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同利用しなければならない。 (参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-3) (19) (現行どおり) (参照条文等：保護法第27条、通則GL2-14、3-6-2) (20) (現行どおり)	認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が保護法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同利用しなければならない。 (参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-3) (17) (省 略) (参照条文等：保護法第23条、通則GL2-10、3-4-2) (18) (省 略)
5 (現行どおり)	5 (省 略)	(21) (現行どおり) (22) (現行どおり) (参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-3)	(19) (省 略) (20) (省 略) (参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-3)
6 協会員は、第4項第3号に規定する管理責任者の氏名、 <u>名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該管理責任者を変更しようとするときは、あらかじめ</u>	6 協会員は、第4項第3号に規定する <u>利用者の利用目的又は管理責任者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければなら</u> ない。	(23) (現行どおり) (参照条文等：保護法第27条、通則GL2-14、3-6-2、金融分野GL第12条、第4条) (24) 「<u>共同利用する者の利用目的</u>」については、<u>社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認め</u>	(21) (省 略) (参照条文等：保護法第23条、通則GL2-10、3-4-2、金融分野GL第11条、第4条) (新 設)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
め、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。		<u>られる範囲内で変更することができ</u>る。 (参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-3) (25) (現行どおり) (参照条文等：保護法第27条、通則GL3-6-3)	(22) (省 略) (参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-3)
(外国にある第三者への提供の制限) 第 14 条の 2 協会員は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国として施行規則で定めるものを除く。以下この条、次条及び第14条の5 第 1 項第 1 項第 2 号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則で定める基準に	(外国にある第三者への提供の制限) 第 14 条の 2 協会員は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国として施行規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下、この条において	個人データの第三者への提供に関しては、保護法第28条により「外国」から除かれる場合、又は(2)若しくは(3)により「第三者」に該当しない場合には、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要はないが、そうでない場合には、当該同意が必要となる。 外国にある第三者への提供となる場合は、保護法第27条第 1 項各号に該当しない限り、外国にある第三者への提供についての本人の同意が必要となることに注意のこと。すなわち、委託、事業承継又は共同利用（保護法第27条第 5 項各号に掲げる場合）であつ	個人データの第三者への提供に関しては、保護法第24条により「外国」から除かれる場合、又は(2)若しくは(3)により「第三者」に該当しない場合には、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要はないが、そうでない場合には、当該同意が必要となる。 外国にある第三者への提供となる場合は、保護法第23条第 1 項各号に該当しない限り、外国にある第三者への提供についての本人の同意が必要となることに注意のこと。すなわち、委託、事業承継又は共同利用（保護法第23条第 5 項各号に掲げる場合）であつ

改正案	現行	改正案	現行
適合する体制を整備している者を除く。以下、<u>この項から第4項まで及び第14条の5第1項第2号</u>において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に定める場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、<u>前条</u>の規定は適用しない。	同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に定める場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、<u>同条</u>の規定は適用しない。	ても、国内にある第三者への提供と異なり、本人の同意が必要となる。 (1) 「外国」から除かれる「国」について 法<u>第28条</u>に定める個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として、施行規則<u>第15条</u>に基づき平成31年個人情報保護委員会告示第1号に定められた国(※)が該当する。 ※次に掲げる令和2年2月14日時点における欧州経済領域協定に規定された国 ※欧州経済領域協定に規定された次に掲げる国が、令和2年2月14日以降に変更された場合、速やかに対応することが求められる。 アイスランド、アイルランド、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デ	ても、国内にある第三者への提供と異なり、本人の同意が必要となる。 (1) 「外国」から除かれる「国」について 法<u>第24条</u>に定める個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として、施行規則<u>第11条</u>に基づき平成31年個人情報保護委員会告示第1号に定められた国(※)が該当する。 ※次に掲げる令和2年2月14日時点における欧州経済領域協定に規定された国 ※欧州経済領域協定に規定された次に掲げる国が、令和2年2月14日以降に変更された場合、速やかに対応することが求められる。 アイスランド、アイルランド、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デ

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		ンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア及びルクセンブルク (2) (現行どおり) (3) 「個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして定められる基準に適合する体制を整備している者」として、「第三者」から除かれる者について 個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を整備している者については、本条に定める本人の同意は不要となる。 以下①又は②に該当する場合は、当該体制を整備している者と認められる。 ① 協会員と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受	ンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア及びルクセンブルク (2) (省 略) (3) 「個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして定められる基準に適合する体制を整備している者」として、「第三者」から除かれる者について 個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を整備している者については、本条に定める本人の同意は不要となる。 以下①又は②に該当する場合は、当該体制を整備している者と認められる。 ① 協会員と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、保護法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。 【「保護法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置」のために備えるべき内容】 保護法第17条から第40条（ただし、保護法第20条第2項、第27条第2項及び第3項、第29条、第30条、第31条、第33条第5項、第32条及び第36条から第38条までのうち第三者提供記録の開示に関連する手続等、第39条は除く。） 【上記内容を備えている「国際的な枠組み」の具体例（参考）】 （ 現行どおり ） 【「適切かつ合理的な方法」について】 （ 現行どおり ） ② （ 現行どおり ） （参照条文等：保護法第28条、施行規則第15条、第16条、通則GL3-6-4、外国GL）	ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、保護法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。 【「保護法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」のために備えるべき内容】 保護法第15条から第35条（ただし、保護法第17条第2項、第25条、第26条、第34条は除く。） 【上記内容を備えている「国際的な枠組み」の具体例（参考）】 （ 省 略 ） 【「適切かつ合理的な方法」について】 （ 省 略 ） ② （ 省 略 ） （参照条文等：保護法第24条、施行規則第11条、第11条の2、通則GL3-4-4、外国GL）
<u>2</u> 協会員は、前項の規定により本人	（ 新 設 ）	<u>(4)</u> 適用関係	（ 新 設 ）

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる情報を当該本人に提供しなければならない。ただし、第3号に掲げる情報の提供ができない場合には、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。</u> 1 <u>当該外国の名称</u> 2 <u>適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報</u> 3 <u>当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報</u> 4 <u>個人データの提供先の第三者</u> 5 <u>提供先の第三者における利用目的</u> 6 <u>第三者に提供される個人データの項目</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず協会員は、第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合には、次に掲げ</u>	(新 設)	<u>第2項の規定は、協会員が令和4年4月1日以後に本人の同意を得る場合について適用される。</u> (5) <u>外国にある第三者への提供の同意を得る際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、左記の情報を本人に認識させた上で、同意を得ることとする。なお、同意を得ようとする時点において、「4 個人データの提供先の第三者」が特定できない場合には、本人に参考となるべき情報（例えば、提供先の第三者の範囲や属性に関する情報）を本人に認識させた上で同意を得ることとする。</u> (6) <u>情報提供の方法の具体例</u> ・ <u>必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法</u> ・ <u>必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法</u> ・ <u>必要な情報を本人に口頭で説明する方法</u> ・ <u>必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法</u> (7) <u>「適切かつ合理的な方法」の具</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>る情報を当該本人に提供しなければならない。ただし、第2号に掲げる情報の提供は、当該情報の提供が可能である場合に限る。</u> <u>1 特定できない旨及びその具体的な理由（提供先が定まる前に本人同意を得る必要性を含む。）</u> <u>2 提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報</u> <u>4 協会員は前項に規定する場合において、事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できたときには、本人の求めに応じて第2項第1号から3号までに掲げる情報を本人に提供しなければならない。また、このような情報提供の求めが可能である旨を同意を得る際の書面における記載を通じて本人に認識させるとともに、第24条に定める「個人情報保護宣言」と一体としてインターネットのホームページへの常時掲載又は事務所の窓口等での掲示・備付け等により、公表しなければならない。た</u>	(新 設)	<u>体例</u> ・ <u>提供先の外国にある第三者に</u> <u>対して照会する方法</u> ・ <u>我が国又は外国の行政機関等</u> <u>が公表している情報を確認する</u> <u>方法</u> <u>(8) 「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」について</u> <u>提供先の第三者が所在する外国における個人情報の保護に関する制度と我が国の保護法との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならない、具体的には次の観点を踏まえる必要がある。</u> <u>① 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無（※1）</u> <u>② 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在（※2）</u> <u>③ OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在（※3）</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>だし、本人から情報提供の求めがあった場合であっても、情報提供することにより協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等は、情報の全部又は一部について情報提供しないことができる。その場合、協会は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するとともに、その理由を説明しなければならない。</u>		④ <u>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在（※４）</u> <u>（※１）提供先の第三者が所在する外国において、個人情報の保護に関する制度が存在する場合には、当該制度に係る法令の個別の名称を本人に情報提供することは求められないが、本人の求めがあった場合に情報提供できるようにしておくことが望ましい。</u> <u>（※２）当該指標となり得る情報の提供を行う場合、当該指標となり得る情報が個人データの越境移転に伴うリスクとの関係でどのような意味を持つかについても、本人に情報提供することが望ましい。</u> <u>【「当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」の具体例】</u> ・ <u>当該第三者が所在する外国がGDPR第45条に基づく充分性認定の取得国であること</u> ・ <u>当該第三者が所在する外国</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		<u>がAPECのCBPRシステムの加盟国であること</u> <u>(※3) OECDプライバシーガイドラインは、①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護措置の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則の8原則を基本原則として定めている。なお、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利が全て含まれる場合には、その旨を本人に情報提供すれば足りる。</u> <u>(※4) 提供先の第三者が所在する外国において、我が国の制度と比較して、当該外国への個人データの越境移転に伴い当該個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度が存在する場合には、当該制度の存在について本人に情報提供しなければならない。</u> <u>【④の「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」の</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		<u>具体例】</u> ・ <u>事業者に対し政府の情報収集活動への広範な努力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度</u> ・ <u>事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度</u> (9) <u>「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」について</u> <u>当該外国にある第三者が講ずる個人情報の保護に関する措置と我が国の保護法により個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者に求められる措置の内容について、本人が合理的に認識できる情報でなければならない。具体的には、提供先の外国にある第三者が、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置（本人の権利に基づく請求への対応に関する措置を含</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		む。)を講じていない場合には、当該講じていない措置の内容について、本人が合理的に認識できる情報が提供されなければならない。なお、提供先の外国にある第三者が、<u>OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を全て講じているときは、その旨を本人に情報提供すれば足りる。また、事後的に当該情報についての情報提供が可能となった場合には、本人の求めに応じて情報提供することが望ましい。</u> (10) 「<u>提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合</u>」とは、例えば、<u>外国証券取引口座を開設する顧客について、どの外国当局・保管機関等から当該顧客の個人データの提供要請を受けるかを予め特定することができないことから、協会員が「外国証券取引口座約款」(参考様式)において、口座開設時点で外国にある第三者への提供の同意を予め包括的に得ている場合が該当する。</u> (11) 「<u>提供先の第三者が所在する外</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		<u>国の名称に代わる本人に参考となるべき情報」とは、例えば、移転先の外国の範囲が具体的に定まっている場合における当該範囲に関する情報が該当する。(10) の場合には、例えば、自社が取り扱う外国証券の発行国等を記載する。</u> <u>(12) 「事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できた場合」には、本人の求めに応じて第2項第1号から3号までに掲げる情報を本人に提供するとともに、事後的に特定できた外国の名称をインターネットのホームページへの掲載等により、公表するとともに、定期的に更新することが望ましい。</u> <u>(13) 情報提供により協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合の具体例については、外国GL6-2-2を参照する。</u> <u>(参照条文等：保護法第28条、施行規則第17条、通則GL3-6-4、外国GL、金融分野GL第13条)</u>	
<u>5 協会は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を</u>	(新 設)	<u>(14) 適用関係</u> 第5項の規定は、協会が令和4	(新 設)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>整備している者に限る。以下この項から第7項までにおいて同じ。）に提供する場合には、当該提供の時点で、当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及び内容、当該制度がある場合においては、当該第三者による相当措置の実施の確保の可否を、適切かつ合理的な方法により、確認しなければならない。</u> <u>6 協会員は前項の規定により、第三者に個人データを提供した場合、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の措置を講じなければならない。</u> <u>1 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること</u> <u>2 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるととも</u>	(新 設)	<u>年4月1日以後に同項に規定する外国にある第三者に個人データを提供した場合について適用される。</u> <u>(15) 相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の具体例</u> ・ <u>事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度</u> ・ <u>事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度</u> <u>(16) 「定期的に確認」とは、年に1回程度又はそれ以上の頻度で確認することをいう。また、相当措置の実施状況は、外国にある第三者に提供する個人データの規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う場所に赴く方法又は書面により報告を受ける方法により確認する。</u> <u>(17) 協会員は、第三者に個人データ</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>に、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること</u> <u>7 協会員は、第5項の規定により第三者に個人データを提供した場合、本人の求めを受けたときには、遅滞なく、次に掲げる情報を本人に提供しなければならない。また、このような情報提供の求めが可能である旨を、第24条に定める「個人情報保護宣言」と一体としてインターネットのホームページへの常時掲載又は事務所の窓口等での掲示・備付け等により、公表しなければならない。ただし、情報提供することにより当該協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。その場合、協会員は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するとともに、その理由を説明しなければならない。</u> <u>1 外国にある第三者が第1項に規定する体制を整備する方法</u>	(新 設)	<u>を提供した場合、提供先の第三者が所在する外国の名称をインターネットのホームページへの掲載等により、公表するとともに、定期的に更新することが望ましい。</u> <u>(参照条文等：保護法第28条、施行規則第18条、通則GL3-6-4、外国GL、金融分野GL第13条)</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>2 外国にある第三者が実施する相当措置の概要</u> <u>3 外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認に関して、その方法及び頻度</u> <u>4 当該外国の名称</u> <u>5 外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要</u> <u>6 外国にある第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要</u> <u>7 外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じた場合において、当該支障の解消・改善のために提供元の協会員が講ずる措置の概要</u>			
（第三者提供に係る記録の作成等） 第 14 条の 3 協会員は、第三者（保護法第16条第 2 項各号に掲げる者	（第三者提供に係る記録の作成等） 第 14 条の 3 協会員は、第三者（保護法第 2 条第 5 項各号に掲げる者	(1) (現行どおり) (2) 保護法第 27 条第 2 項の規定に	(1) (省 略) (2) 保護法第 23 条第 2 項の規定に

改正案	現 行	改正案	現 行
を除く。本条から第14条の5まで同じ。)に個人データを提供した場合には、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。 ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第7号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。 また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第4号に該当する場合、また、当該第三者が施行規則で定める基準を満たしているものであって、<u>保護法第27条第5項各号</u>に掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。 1～7 (現行どおり)	を除く。本条から第14条の5まで同じ。)に個人データを提供した場合には、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。 ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第7号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。 また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第4号に該当する場合、また、当該第三者が施行規則で定める基準を満たしているものであって、<u>保護法第23条第5項各号</u>に掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。 1～7 (省 略)	より、オプトアウトによって、第三者に個人データを提供した場合には、次の項目についての記録を作成すること。 ① (現行どおり) ② 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨) ③・④ (現行どおり) (3) <u>保護法第27条第1項又は第28条第1項</u>の規定により、第三者に個人データを提供した場合には、次の項目についての記録を作成すること(都度本人の同意を得る場合 ※ 第三者が国内にあって外国にあって同じ。))。 ① <u>保護法第27条第1項又は第28条第1項</u>の本人の同意を得ている旨 ② 当該第三者の氏名又は名称及	より、オプトアウトによって、第三者に個人データを提供した場合には、次の項目についての記録を作成すること。 ① (省 略) ② 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足る事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨) ③・④ (省 略) (3) <u>保護法第23条第1項又は第24条</u>の規定により、第三者に個人データを提供した場合には、次の項目についての記録を作成すること(都度本人の同意を得る場合 ※ 第三者が国内にあって外国にあって同じ。))。 ① <u>保護法第23条第1項又は第24条</u>の本人の同意を得ている旨 ② 当該第三者の氏名又は名称そ

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		<u>び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名</u>(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨) ③・④ (現行どおり) (4)～(7) (現行どおり) (参照条文等：保護法第29条、確認記録GL)	<u>の他の当該第三者を特定するに足りる事項</u>(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨) ③・④ (省 略) (4)～(7) (省 略) (参照条文等：保護法第23条、確認記録GL 2、3)
(第三者提供を受ける際の確認等) 第 14 条の 4 協会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第30条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。	(第三者提供を受ける際の確認等) 第 14 条の 4 協会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。	(1)・(2) (現行どおり) (3) 第三者から個人データの提供を受けた場合は、次の項目についての記録を作成すること。 ① 個人情報取扱事業者からオプトアウトにより<u>個人データの</u>第三者提供を受けた場合 イ～ヘ (現行どおり) ② 個人情報取扱事業者から都度の本人の同意により<u>個人データの</u>第三者提供を受けた場合 イ 保護法第27条第1項又は第	(1)・(2) (省 略) (3) 第三者から個人データの提供を受けた場合は、次の項目についての記録を作成すること。 ① 個人情報取扱事業者からオプトアウトにより第三者提供を受けた場合 イ～ヘ (省 略) ② 個人情報取扱事業者から都度の本人の同意により第三者提供を受けた場合 イ 保護法第23条第1項又は第

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認義務は適用されない。 1～7（ 現行どおり ）	ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。 1～7（ 省 略 ）	<u>28条第1項</u>の本人の同意を得ている旨 ロ～ホ（ 現行どおり ） ③ <u>個人関連情報取扱事業者から保護法第31条第1項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合</u> イ <u>保護法第31条第1項第1号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第2号の規定による情報の提供が行われている旨</u> ロ <u>当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名</u> ハ <u>当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</u> ニ <u>当該個人関連情報の項目</u> ④ 私人などから個人データの第	<u>24条</u>の本人の同意を得ている旨 ロ～ホ（ 省 略 ） （ 新 設 ） ③ 私人などから第三者提供を受

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		三者提供を受けた場合 イ～ニ（ 現行どおり ） (4)～(8)（ 現行どおり ） (参照条文等：保護法第30条、施行規則第24条、通則GL3-7-6、確認記録GL)	けた場合 イ～ニ（ 省 略 ） (4)～(8)（ 省 略 ） (参照条文等：保護法第25条、確認記録GL 2、4)
（個人関連情報の第三者提供の制限） 第 14 条の 5 協会員は、第三者が個人関連情報（第 2 条11号に掲げる個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この条において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第14条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ確認しないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。 1 当該第三者が協会員から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること 2 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、あらか	（ 新 設 ）	(1) 「個人データとして取得する」について 「個人データとして取得する」とは、提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合をいう。 提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、ID 等を介して提供先が保有する他の個人データに付加する場合には、「個人データとして取得する」場合に該当する。 (2) 「想定される」について 「想定される」とは、提供元の個人関連情報取扱事業者において、提供先の第三者が「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合、又は一般人の認識（※）を基準として「個人データとして取得す	（ 新 設 ）

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>じめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること</u> 2 <u>協会員は個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するに当たり、本人の同意を得ようとする場合（提供元の個人関連情報取扱事業者に同意取得を代行させる場合を含む。）には、次に掲げる情報を本人に提供しなければならない。</u> 1 <u>対象となる個人関連情報の項目</u> 2 <u>個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的</u> 3 <u>第14条の2第6項の規定は、第1項の規定により協会員が個人関連情報を提供する場合について準用する。</u> 4 <u>前条の記録義務の規定は、第1項の規定により協会員が確認する場</u>		<u>る」ことを通常想定できる場合をいう。</u> <u>【現に想定している場合に該当する例】</u> ① <u>提供元の個人関連情報取扱事業者が、顧客情報等の個人データを保有する提供先の第三者に対し、ID等を用いることで個人関連情報を個人データと紐付けて取得することが可能であることを説明している場合</u> ② <u>提供元の個人関連情報取扱事業者が、提供先の第三者から、個人関連情報を受領した後に個人データと紐付けて取得することを告げられている場合</u> <u>【通常想定できる場合に該当する例】</u> ・ <u>個人関連情報を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報を氏名等と紐付けて利用することを念頭に、そのために用いる ID 等も併せて提供する場合</u> <u>（※）ここでの「一般人の認識」</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>合について準用する。</u>		<u>とは、同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識をいう。</u> (3) <u>「本人の同意」について</u> <u>同意取得の方法としては、協会員が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するに当たって、本人の同意を得る（提供元の個人関連情報取扱事業者に同意取得を代行させる場合を含む。）際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、左記情報を本人に認識させた上で同意を得ることとする。なお、協会員は、個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得した場合には、保護法第21条に従い、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならないとされていることに留意する。</u> <u>また、本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければ</u>	

改正案	現行	改正案	現行
		<u>ならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能である。</u> <u>(4) 本人の同意等の確認の方法について</u> <u>本人から同意を得る主体は、原則として本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三者となり、個人関連情報取扱事業者は、当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法によって本人同意が得られていることを確認することになる。</u> <u>【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】</u> ① <u>提供先の第三者から口頭で申告を受ける方法</u> ② <u>提供先の第三者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法</u> <u>【その他の適切な方法に該当する事例】</u> ① <u>提供先の第三者が取得した本人の同意を示す書面等を確認する方法</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		② <u>提供元の個人関連情報取扱事業者において同意取得を代行して、当該同意を自ら確認する方法</u> (5) <u>個人関連情報の提供先が外国にある第三者である場合について</u> <u>本人の同意が得られていることを確認するに当たって、当該同意が得られていることに加え、当該同意を得ようとする時点において次の情報が当該本人に提供されていることを確認（※１）しなければならない。</u> ① <u>当該外国の名称</u> ② <u>適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報</u> ③ <u>当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報</u> <u>ただし、次のいずれかに該当する場合には、本人同意の取得時に上記の①から③までの情報が提供されていることを確認する必要はない。</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		・ <u>当該第三者が個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国にある場合</u> ・ <u>当該第三者が個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している場合（※2）</u> <u>（※1）本人から同意を得る主体は、原則として本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三者となり、協会員は、書面の提示を受ける方法その他の適切な方法によって必要な情報の提供が行われていることを確認しなければならない。</u> <u>【書面の提示を受ける方法に該当する事例】</u> ① <u>提供先の第三者が本人に対して保護法第31条第1項第2号の規定による情報の提供を行う際に使用している書面の提示を受ける方法</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		② <u>提供先の第三者が本人に対してホームページ上で保護法第31条第1項第2号の規定による情報の提供を行っている場合において、当該ホームページの写しの提示を受ける方法</u> ③ <u>提供先の第三者が本人に対して保護法第31条第1項第2号の規定による情報の提供を行っていることを誓約する書面を受け入れる方法</u> <u>【その他の適切な方法に該当する事例】</u> ① <u>提供先の第三者が本人に対してホームページ上で保護法第31条第1項第2号の規定による情報の提供を行っている場合において、当該ホームページの記載内容を確認する方法</u> ② <u>提供元の個人関連情報取扱事業者において同意取得を代行している場合において、同意取得に当たって必要な情報が提供されていることを自ら確認する方法</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		<u>(※2) 第3項の準用規定があるため、第14条の2第6項の措置を講じる必要がある点に留意する。</u> <u>(6) 協会員が確認を行った場合は、次の項目についての記録を作成すること。</u> ① <u>保護法第31条第1項第1号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第2号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨</u> ② <u>個人関連情報を提供した年月日</u> ③ <u>当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。）の氏名</u> ④ <u>当該個人関連情報の項目</u> <u>(7) 確認した上記(6)の内容について、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムにより記録を作成するこ</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		と。 (参照条文等：保護法第16条、第31条、施行規則第26条、第27条、第28条、通則GL3-7、金融分野GL第14条)	
(第三者提供時の記録に係る保存期間) 第 14 条の 6 第14条の 3、第14条の 4 及び第14条の 5 に従い作成した記録については、当該記録を作成した日から施行規則で定める期間保存しなければならない。	(第三者提供時の記録に係る保存期間) 第 14 条の 5 第14条の 3 及び第14条の 4 に従い作成した記録については、当該記録を作成した日から施行規則で定める期間保存しなければならない。	(1) 個人データ又は個人関連情報の第三者提供があった場合には、次に掲げる場合に従い、作成した記録を保存すること。 ① 施行規則第19条第 3 項又は施行規則第23条第 3 項若しくは施行規則第27条第 3 項に定める方法により記録を作成する場合には、最後に当該記録に係る個人データ又は個人関連情報の提供があった日から起算して 1 年を経過する日まで ② 施行規則第19条第 2 項ただし書又は施行規則第23条第 2 項ただし書若しくは施行規則第27条第 2 項ただし書に定める方法により記録を作成する場合には、最後に当該記録に係る個人データ	(1) 個人データの第三者提供があった場合には、次に掲げる場合に従い、作成した記録を保存すること。 ① 施行規則第12条第 3 項に定める方法により記録を作成する場合には、最後に当該記録に係る個人データの提供があった日から起算して 1 年を経過する日まで ② 施行規則第12条第 2 項又は施行規則第16条第 2 項に定める方法により記録を作成する場合には、最後に当該記録に係る個人データの提供があった日から起算して 3 年を経過する日まで

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		又は<u>個人情報関連情報</u>の提供があった日から起算して3年を経過する日まで ※ なお、複数人の個人データ又は<u>個人情報関連情報</u>の提供がある場合、個人ごとではなく一括して作成することもできる。この場合、保存期間は各個人ごとに計算する。 ③ ①②以外の場合は、3年 (2) 個人データ又は<u>個人情報関連情報</u>の提供にあたり、伝送日時、伝送先等のログを、本項における記録の一部として利用することは可能である。 (参照条文等：保護法第29条、<u>第30条</u>、<u>第31条</u>)	※ なお、複数人の個人データの提供がある場合、個人ごとではなく一括して作成することもできる。この場合、保存期間は各個人ごとに計算する。 ③ ①②以外の場合は、3年 (2) 個人データの提供にあたり、伝送日時、伝送先等のログを、本項における記録の一部として利用することは可能である。 (参照条文等：保護法第25条、<u>第26条</u>)
(保有個人データに関する事項の公表等) 第15条 協会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第2号の内	(保有個人データに関する事項の公表等) 第15条 協会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第2号の内容として、	(1) 保有個人データに関する事項を「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」に置く際の具体例(第1項) 本人が知ろうと思えば知ることができる状態をいい、協会員は、販売方法等の事業の態様に応じて、例	(1) 保有個人データに関する事項を「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」に置く際の具体例(第1項) 本人が知ろうと思えば知ることができる状態をいい、協会員は、販売方法等の事業の態様に応じて、例

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
容として、その旨を明らかにしなければならない。	その旨を明らかにしなければならない。	えば、次のような方法により、適切な措置を講ずる必要がある。 ①・②（ 現行どおり ） ③ ホームページへの継続的な掲載（保有個人データに関する事項が示された画面に 1 回程度の操作で遷移するよう設定したリンクを「個人情報保護宣言」に継続的に掲載することを含む。） ④・⑤（ 現行どおり ） （参照条文等：保護法第32条、通則GL3-8-1）	えば、次のような方法により、適切な措置を講ずる必要がある。 ①・②（ 省 略 ） ③ ホームページへの継続的な掲載 ④・⑤（ 省 略 ） （参照条文等：保護法第27条、通則GL3-5-1）
1 協会の名称及び住所並びに代表者の氏名	1 協会の名称	（参照条文等：保護法第32条、通則GL3-8-1）	（参照条文等：保護法第27条、通則GL3-5-1）
2 全ての保有個人データの利用目的（ただし、第9条第4項第1号から第3号に該当する場合を除く。）	（ 同 左 ）	・ 利用目的に第三者提供が含まれる場合は、その旨も明らかにすること。 （参照条文等：保護法第32条、通則GL3-8-1）	・ 利用目的に第三者提供が含まれる場合は、その旨も明らかにすること。 （参照条文等：保護法第27条、通則GL3-5-1）
3 次項の規定による求め又は次条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第17条第1項若しくは第18条第1項から第3項の規定による請求に応じる手続（第21条の規定により手	3 次項の規定による求め又は次条第1項、第17条第1項若しくは第18条第1項若しくは第2項の規定による請求に応じる手続（第21条の規定により手数料の額を	（参照条文等：保護法第32条、通則GL3-8-1）	（参照条文等：保護法第27条、通則GL3-5-1）

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)	含む。)		
<u>4 保有個人データの安全管理のために講じた措置(本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。))に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)</u>	(新 設)	<u>(参照条文等：保護法第32条、施行令第10条、通則GL3-8-1)</u>	(新 設)
<u>5 保有個人データの取扱いに関する自社における苦情の申出先</u>	<u>4</u> (同 左)	(参照条文等：保護法第32条、通則GL3-8-1)	(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-5-1)
<u>6 認定個人情報保護団体の名称及びその苦情の解決の申出先</u>	<u>5</u> (同 左)	(参照条文等：保護法第32条、通則GL3-8-1)	(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-5-1)
2 (現行どおり)	2 (省 略)	(2) (現行どおり) (参照条文等：保護法第32条、施行令第10条、通則GL3-8-1、金融分野GL第15条)	(2) (省 略)「 (参照条文等：保護法第27条、施行令第8条、通則GL3-5-1、金融分野GL第12条)
1・2 (現行どおり)	1・2 (省 略)		
3 (現行どおり)	3 (省 略)	(参照条文等：保護法第32条、通則GL3-8-1)	(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-5-1)
(開 示) 第 16 条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データ	(開 示) 第 16 条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データ	(1) <u>電磁的記録の提供による方法については、協会員がファイル形式や</u>	(新 設)

改正案	現行	改正案	現行
の開示(存在しないときにはその旨を知らせることを含む。)の請求を受けたときは、本人に対し、<u>電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法、その他協会員が定める方法のうち本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)</u>により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。 1 (現行どおり)	の開示(存在しないときにはその旨を知らせることを含む。)の請求を受けたときは、本人に対し、<u>書面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法)</u>により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。 1 (省 略)	<u>記録媒体など具体的な方法を定めることができるが、可読性・検索性のある形式による提供や、技術的に可能な場合には、他の事業者へ移行可能な形式による提供を含め、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましい。</u> (2) 「<u>電磁的記録の提供による方法</u>」の具体例 <u>例えば、次のような方法がある。</u> ① <u>電磁的記録をCD-ROM等の媒体に保存して、当該媒体を郵送する方法</u> ② <u>電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法</u> ③ <u>会員専用サイト等のウェブサイト上で電磁的記録をダウンロードしてもらう方法</u> (3) 「<u>その他協会員が定める方法</u>」の具体例 <u>例えば、次のような方法がある。</u> ① <u>協会員が指定した場所における音声データの聴取</u> ② <u>協会員が指定した場所における文書の閲覧</u>	(1) 「<u>開示の請求を行った者が同意した方法</u>」の具体例(第1項) <u>例えば、次のような方法がある。</u> ① <u>電子メール等による方法</u> ② <u>電話による方法</u> (新 設)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		(4) 「当該方法による開示が困難である場合」の具体例 <u>例えば、次のような事例がある。</u> ・ <u>本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合であって、協会が当該開示請求に応じるために、大規模なシステム改修を行わなければならないような場合</u> (5) (現行どおり) (参照条文等：保護法第33条、通則GL3-8-2)	(新 設) (2) (省 略) (参照条文等：保護法第28条、通則GL3-5-2)
2 (現行どおり)	2 (省 略)	(6) 「協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当する例(第1項第2号) <u>例えば、次のような場合が該当する。</u> ①～③ (現行どおり) ④ <u>電磁的記録の提供にふさわしい音声・動画ファイル等のデータを、あえて書面で請求することにより、業務上著しい支障を及ぼす恐れがある場合</u> (7) (現行どおり) (参照条文等：保護法第33条、通則GL3-8-2)	(3) 「協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当する例(第1項第2号) <u>例えば、次のような場合が該当する。</u> ①～③ (省 略) ④ (新 設) (4) (現行どおり) (参照条文等：保護法第28条、通則GL3-5-2)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
3 (現行どおり)	3 (省 略)	(8) 「他の法令に違反することとなる場合」とは、例えば、刑法第134条(秘密漏示罪)や電気通信事業法第4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する。 (第1項第3号) また、他の法令の規定により、保護法第33条第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、保護法第33条第1項及び第2項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用される。 (参照条文等：保護法第33条、通則GL3-8-2)	(8) 「他の法令に違反することとなる場合」とは、例えば、刑法第134条(秘密漏示罪)や電気通信事業法第4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する。 (第1項第3号) また、他の法令の規定により、保護法第28条第2項及び施行令第9条に定める方法に相当する方法(書面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法))により当該本人が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、保護法第28条第1項及び第2項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用される。 (参照条文等：保護法第28条、通則GL3-5-2)
<u>2</u> 協会員は、前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は本人が請求した方法による開示が困難であ	<u>2</u> 協会員は、前項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなけ	(9) (現行どおり) (参照条文等：保護法第33条、施行令第11条、通則GL3-8-2、金融分野GL第17条)	(6) (省 略) (参照条文等：保護法第28条、施行令第9条、通則GL3-5-2、金融分野GL第13条)

改正案	現行	改正案	現行
るときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。 <u>なお、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知したうえで、書面の交付による方法により開示を行わなければならない。</u>また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して説明することとする。	ればならない。また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して説明することとする。		
3 <u>前2項の規定は当該本人が識別される個人データに係る第14の3及び第14条の4の規定による第三者提供記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして施行令で定めるものを除く。)</u>について準用する。	(新設)	(10) <u>「第三者提供記録」について</u> <u>第三者提供記録とは、保護法第29条第1項及び第30条第3項の記録のうち、次に掲げるものを除いたものをいう。</u> ① <u>当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの</u> ② <u>当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの</u> ③ <u>当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害され</u>	(新設)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		<u>るおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの</u> ④ <u>当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの</u> <u>(参照条文等：保護法第33条、施行令第11条、通則GL3-8-3)</u>	
(訂 正 等) 第 17条 (現行どおり)	(訂 正 等) 第17条 (省 略)	(1)・(2) (現行どおり) (参照条文等：保護法第34条、通則GL3-8-3)	(1)・(2) (省 略) (参照条文等：保護法第29条、通則GL3-5-3)
2 (現行どおり)	2 (省 略)	(3) (現行どおり) (参照条文等：保護法第34条、金融分野GL第17条)	(3) (省 略) (参照条文等：保護法第29条、金融分野GL第14条)
(利用停止等) 第 18 条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 6 条若しくは第 7 条の 2 の規	(利用停止等) 第 18 条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 6 条の規定に違反して取り扱	(1)・(2) (現行どおり) (参照条文等：保護法第35条、通則GL3-8-5)	(1)・(2) (省 略) (参照条文等：保護法第30条、通則GL3-5-4)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第8条の規定に違反して取得されたという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。	われたものであるという理由又は第8条の規定に違反して取得されたという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。		
2 （ 現行どおり ）	2 （ 省 略 ）	（参照条文等：保護法第35条、通則GL3-8-5）	（参照条文等：保護法第30条、通則GL3-5-4）
3 <u>協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを当該協会員が利用する必要がなくなったという理由、当該本人が識別される保有個人データに係る第23条第</u>	（ 新 設 ）	<u>(1) 「利用する必要がなくなった場合」とは、利用目的が達成され当該目的との関係では当該保有個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や利用目的</u>	（ 新 設 ）

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>1 項に規定する漏えい等の事態が生じたという理由その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u>		<u>が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等をいう。なお、請求の対象となっている保有個人データにつき、複数の利用目的がある場合、全ての利用目的との関係で「利用する必要がなくなった」かどうかを判断する必要がある。</u> <u>(2) 「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある」とは、法目的に照らして保護に値する正当な利益が存在し、それが侵害されるおそれがある場合をいう。「正当」かどうかは、相手方である協会員との関係で決まるものであり、協会員に本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、請求に応じる必要がある。本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断するに当たっては、例えば、以下のような事情を考慮することになる。</u> <u>① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を保護す</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
		<u>るために当該保有個人データを取り扱う事情</u> ② <u>法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情</u> ③ <u>契約に係る義務を履行するために当該保有個人データを取り扱う事情</u> ④ <u>違法又は不当な行為を防止するために当該保有個人データを取り扱う事情</u> ⑤ <u>法的主張、権利行使又は防御のために当該保有個人データを取り扱う事情</u> <u>(参照条文等：保護法第35条、通則GL3-8-5)</u>	
4 協会員は、<u>第1項若しくは前項</u>の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は<u>第2項若しくは前項</u>の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者提供を停止したとき若しくは第三者提供を停止しない旨を	3 協会員は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者提供を停止したとき若しくは第三者提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、	(現行どおり) (参照条文等：保護法<u>第35条</u>、通則GL3-8-5)	(省 略) (参照条文等：保護法<u>第30条</u>、通則GL3-5-4)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。	遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。		
（理由の説明） 第 19 条 協会員は、第15条第 3 項、第16条第 2 項（ <u>同条第 3 項において準用する場合を含む</u> ）、第17条第 2 項、 <u>前条第 3 項及び同条第 4 項</u> の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。	（理由の説明） 第 19 条 協会員は、第15条第 3 項、第16条第 2 項、第17条第 2 項及び前条第 3 項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。	（ 現行どおり ） （参照条文等：保護法第36条、通則GL3-8-6、金融分野GL第17条）	（ 省 略 ） （参照条文等：保護法第31条、通則GL3-5-5、金融分野GL第14条）
（開示等の請求等に応じる手続） 第 20 条 協会員は、第15条第 2 項、第16条第 1 項（ <u>同条第 3 項において</u>	（開示等の請求等に応じる手続） 第 20 条 協会員は、第15条第 2 項、第16条第 1 項、第17条第 1 項及び第	（ 現行どおり ） （参照条文等：保護法第 37 条、通則	（ 省 略 ） （参照条文等：保護法第 32 条、通則

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
準用する場合を含む)、第17条第1項及び第18条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求（以下「開示等の請求等」という。）に関し、以下のとおり、その受付けの方法を定めることができる。この場合において、協会員は、第24条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載や営業所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。	18条第1項若しくは第2項の規定による請求（以下「開示等の請求等」という。）に関し、以下のとおり、その受付けの方法を定めることができる。この場合において、協会員は、第24条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載や営業所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。	GL3-8-7、金融分野 GL 第 15 条)	GL3-5-6、金融分野 GL 第 15 条)
1 (現行どおり)	1 (省 略)	(1) (現行どおり) (参照条文等：保護法第37条、施行令第12条、通則GL3-8-7、金融分野GL第18条)	(1) (省 略) (参照条文等：保護法第32条、通則GL3-5-6、金融分野GL第15条)
2 (現行どおり)	2 (省 略)	(2)・(3) (現行どおり) (参照条文等：保護法第37条、施行令第12条、通則GL3-8-7、金融分野GL第18条)	(2)・(3) (省 略) (参照条文等：保護法第32条、通則GL3-5-6、金融分野GL第15条)
3 (現行どおり)	3 (省 略)	(4) (現行どおり) (参照条文等：保護法第37条、施行令第12条、通則GL3-8-7、金融分野GL第18条)	(4) (省 略) (参照条文等：保護法第32条、通則GL3-5-6、金融分野GL第15条)
4 保護法第 38 条第 1 項の手数料の金額とその徴収方法(無料とす	4 保護法第 33 条第 1 項の手数料の金額とその徴収方法(無料とす	(参照条文等：保護法第 37 条、施行令第 12 条、通則 GL3-8-7、金融分野	(参照条文等：保護法第 32 条、通則 GL3-5-6、金融分野 GL 第 15 条)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
る場合を含む。)	る場合を含む。)	GL 第 18 条)	
5 開示等の請求等の対象となる 保有個人データ又は第三者提供 記録の特定に必要な事項	5 開示等の請求等の対象となる 保有個人データの特定に必要な 事項	(5) 「保有個人データ又は第三者提 供記録の特定に必要な事項」の具 体例 (第 1 項第 5 号) 例えば、氏名、住所、生年月日、 電話番号、取引店名、口座番号等 が考えられる。 なお、その際には、本人が容易 かつ的確に開示等の請求等をする ことができるよう、当該保有個人 データの特定に資する情報を提供 するなど、本人の利便性を考慮す ることに留意する。 (参照条文等：保護法第37条、通則 GL3-8-7、金融分野GL第18条)	(5) 「保有個人データの特定に必要 な事項」の具体例 (第 1 項第 5 号) 例えば、氏名、住所、生年月日、 電話番号、取引店名、口座番号等 が考えられる。 なお、その際には、本人が容易 かつ的確に開示等の請求等をす ることができるよう、当該保有個 人データの特定に資する情報を 提供するなど、本人の利便性を考 慮することに留意する。 (参照条文等：保護法第32条、通則 GL3-5-6、金融分野GL第15条)
6 (現行どおり)	6 (省 略)	(6) (現行どおり) (参照条文等：保護法第37条、通則 GL3-8-7、金融分野GL第18条)	(6) (省 略) (参照条文等：保護法第 32 条、通則 GL3-5-6、金融分野 GL 第 15 条)
2 (現行どおり)	2 (省 略)		
1 (現行どおり)	1 (省 略)	(現行どおり)	(省 略)
2 (現行どおり)	2 (現行どおり)	(8) (現行どおり) (参照条文等：保護法第 37 条、施行 令第 12 条、通則 GL3-8-7、金融分野 GL 第 18 条)	(8) (省 略) (参照条文等：保護法第 32 条、施行 令第 10 条、通則 GL3-5-6、金融分野 GL 第 15 条)
3 (現行どおり)	3 (省 略)		

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
(手 数 料) 第 21 条 協会員は、第15条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第16条第1項若しくは同条第3項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。 2 (現行どおり)	(手 数 料) 第 21 条 協会員は、第15条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第16条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。 2 (省 略)	(現行どおり) (参照条文等：保護法第38条、通則GL3-8-8)	(省 略) (参照条文等：保護法第33条、通則GL3-5-7)
(協会員による苦情の処理) 第 22 条 (現行どおり)	(協会員による苦情の処理) 第 22 条 (省 略)	(参照条文等：保護法第40条、通則GL3-9、金融分野GL第19条)	(参照条文等：保護法第35条、通則GL3-6、金融分野GL第16条)
(個人情報等の漏えい等事案への対応) 第 23 条 協会員は、<u>施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)3-5-3に従って、個人情報保護委員会(保護法第147条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合に</u>	(個人情報等の漏えい事案等への対応) 第 23 条 協会員は、<u>個人情報の漏えい事案等又は匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに保護法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えい事案(以下「個人情報等の漏えい事案等」という。)の事故が発</u>	(1) 「<u>施行規則第7条各号に定める事態</u>」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ① <u>要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</u> ② <u>不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある</u>	(1) <u>漏えい事案等には、滅失、毀損による事故を含む。</u>

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>あつては金融庁長官等、法第165条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあつては地方公共団体の長等）及び本協会に直ちに報告することとする。また、個人情報等の漏えい事案等のうち、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に定める特定個人情報が漏えいした場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。</u> 2 <u>協会員は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3－5－4に従い、本人への通知等を行わなければならない。</u> 3 <u>協会員は、漏えい等事案が発覚した場合は、当該事態の内容等に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</u> 1 <u>事業所内部における報告及び被害の拡大防止</u>	<u>生じた場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。また、個人情報等の漏えい事案等のうち、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に定める特定個人情報が漏えいした場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。</u> 2 <u>協会員は、個人情報等の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、当該事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。</u> 3 <u>協会員は、個人情報等の漏えい事案等の事故が発生した場合には、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに当該事案等の事実関係等の通知等を行うこととする。</u>	<u>る個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</u> ③ <u>不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</u> ④ <u>個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</u> (2) (現行どおり) (3) <u>特定個人情報の漏えい等事案の発生に際しては、個人情報保護委員会及び金融庁が定める特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応に従って報告等する必要がある。</u> (参照条文等：保護法第26条、施行規則第7条、通則GL3-5、基本方針、金融分野GL第11条)	(2) (省 略) (3) <u>特定個人情報の漏えい事案等の発生に際しては、個人情報保護委員会及び金融庁が定める特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応に従って報告等する必要がある。</u> (参照条文等：基本方針、金融分野GL第17条、匿名加工GL)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>2 事実関係の調査及び原因の究明</u> <u>3 影響範囲の特定</u> <u>4 再発防止策の検討及び実施</u> また、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、当該事案等の事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することとする。 <u>4 上記以外の事項については、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の例による（施行規則第7条各号関係に限る。）。</u>	(新 設)		
<u>（仮名加工情報についての本指針の適用関係）</u> <u>第 23 条の 2</u> 仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する本指針の適用については、次のとおりとする。 <u>1 第 6 条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、</u>	(新 設)	<u>(1) 協会員において、仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報（※）を保有している等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態</u>	(新 設)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>第3条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報を取り扱ってはならない。</u> <u>2 仮名加工情報についての第9条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。</u> <u>3 協会員は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第10条の規定は、適用しない。</u> <u>4 協会員は、第14条第1項及び第2項並びに第14条の2第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者</u>		<u>にある場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」（第2条第1号）に該当する。</u> <u>（※）「削除情報等」とは、仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに保護法第41条第1項により行われた加工の方法に関する情報をいう。</u> <u>(2) 仮名加工情報（個人情報であるものに限る）については、基本的に個人情報に適用される規律が適用されるが、保護法に以下の規定があることに留意する。</u> <u>① 利用目的による制限（保護法第41条第3項）</u> <u>② 通知・公表等の義務（保護法第41条第4項）</u> <u>③ 不要情報を消去する努力義務等（保護法第41条第5項）</u> <u>④ 個人データの第三者提供に係る制限（保護法第41条第6項）</u> <u>(3) 仮名加工情報（個人情報であるもの）、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有</u>	

改正案	現行	改正案	現行
<u>に提供してはならない。この場合において、第14条第4項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第14条の3中「ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第7号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第4号に該当する場合」とあるのは、「次の第1号又は第5号から7号に掲げる場合」と第14条の4中「次に掲げる場合」とあるのは「次の第1号又は第5号から7号に掲げる場合」とする。</u> 5 <u>仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データにつ</u>		<u>個人データの取扱いについては、次の規定が適用されない。</u> ① <u>利用目的の変更（第3条第3項）</u> ② <u>本人からの開示等の請求等（第15条から第21条）</u> ③ <u>漏えい等の報告等</u> <u>（参照条文等：保護法第41条、仮名加工・匿名加工 GL2-2-1、2-2-3）</u>	

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>いては、第3条第3項、第15条から第21条及び第23条の規定は、適用しない。</u>			
2 <u>仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この項において同じ。）に関する本指針の適用については、次のとおりとする。</u> 1 <u>協会員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者に提供してはならない。</u> 2 <u>第14条第4項及び第6項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。</u> 3 <u>第11条から第13条まで、及び第22条の規定は、協会員による仮名加工情報の取扱いについて準用</u>	(新 設)	<u>(4) 協会員において、仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報を保有していない等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にない場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」（第2条第1号）に該当しない。</u> <u>(5) 仮名加工情報（個人情報であるものを除く）については、保護法第42条の規定により、以下の義務があることに留意する。</u> ① <u>第三者提供の制限（保護法第42条第1項）</u> ② <u>安全管理措置（保護法第42条第3項）</u> ③ <u>従業者の監督（保護法第42条第3項）</u> ④ <u>委託先の監督（保護法第42条第3項）</u>	(新 設)

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
する。		⑤ <u>苦情処理</u> （保護法第 42 条第 3 項） （参照条文等：保護法第 42 条、仮名加工・匿名加工 GL2-2-1、2-2-4）	
（個人情報保護宣言の策定） 第 24 条（ 現行どおり ）	（個人情報保護宣言の策定） 第 24 条（ 省 略 ）	(1)・(2)（ 現行どおり ） （参照条文等：保護法第 21 条、第 32 条、基本方針、金融分野 GL 第 20 条）	(1)・(2)（ 省 略 ） （参照条文等：保護法第 18 条、第 27 条、基本方針、金融分野 GL 第 18 条）
2 個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。 1 （ 現行どおり ） 2 保護法第 21 条における利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明 3 保護法第 32 条における開示等の手続等、個人情報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明 4 （ 現行どおり ）	2 （ 同 左 ） 1 （ 省 略 ） 2 保護法第 18 条における利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明 3 保護法第 27 条における開示等の手続等、個人情報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明 4 （ 省 略 ）		
3 （ 現行どおり ）	3 （ 省 略 ）	(3)・(4)（ 現行どおり ）	(1)・(2)（ 省 略 ）
4 個人情報保護宣言は、消費者等、本人がこれを適切に理解した上で自らの判断により選択の機会を行	（ 新 設 ）	(5) <u>表示の工夫としての例</u> ・階層構造（要点を複数の項目にまとめ各項目を選択すると詳細な	（ 新 設 ）

改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
<u>使することができるような表示等により構成するのが望ましい。</u>		<u>内容が見られる構造をいう。）に よる表示</u> <u>・アイコン、イラスト、動画等の視 覚的ツールの活用</u> <u>・ポップアップによる同意取得</u>	
（本協会への報告等） 第 25 条 （ 現行どおり ）	（ 省 略 ）	（参照条文等：保護法第54条）	（参照条文等：保護法第53条）
付 則 この改正は、令和4年4月1日から 施行する。		付 則 この改正は、令和4年4月1日から 施行する。	